

# 決算特別委員会会議録

平成29年9月25日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:21

## ○委員長

ただ今から、平成28年度決算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりいたします。まず、事前に通告のありました資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、おはかりしていきたいと思っております。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めていきたいと考えております。

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑、2番目に一般会計の審査を行います。一般会計の審査については、審査を効率的に進めるため、歳出を5つに、歳入は一括して質疑をしていただきます。また、原則として質疑は質疑事項一覧表の記載順に行っていただき、討論、採決については、保留して最後に行いたいと思っております。3番目に、特別会計の審査に入ります。特別会計につきましては、歳入歳出一括して質疑を行っていただきます。なお、討論、採決につきましては、一般会計同様、保留して最後に行いたいと思っております。4番目に財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書に対する質疑を行っていただき、最後に一般会計から各特別会計の順に、討論、採決を行いたいと思っております。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

次に、9月7日開催の本委員会におきまして決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、各委員の残時間については、ホワイトボードに随時、表示いたしますので、ご確認をお願いいたします。各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせいたします。また、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員ならびに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は事務に支障を来すことがないように、各職場で仕事をさせていただくことにして、退席させたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますよう、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう、徹底をお願いいたします。

それでは、「認定第1号 平成28年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第12号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの12件を一括議題といたします。

お手元に配付しております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

## ○財政課長

各課にまたがりまますので、私のほうから一括して回答させていただきます。資料要求一覧表に記載されております資料につきましては、全て提出させていただきます。

#### ○委員長

おはかりいたします。各委員から要求がありました資料につきましては、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

( 配 付 )

それでは、執行部から補足説明を求めます。

#### ○財政課長

平成28年度決算の概要について説明させていただきます。「平成28年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。まえがきの中段部分に記載しておりますように、本市の平成28年度の予算につきましては、職員一人一人が本市の実情を十分認識した上で、明確なコスト意識を持ち、事業の選択と集中を図る観点から、新たな創意工夫のもと、思い切った事業の見直しや重点化に取り組むとともに、総合計画の目標である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」であり続けるため、本市の特色を最大限に活かしたメリハリの利いた予算とする方針として編成いたしました。

この予算に基づき、平成28年度に実施いたしました主な事業名を後段部分のかぎカッコ内に記載しておりますが、「人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり」、「魅力と夢を創る活力ある産業のまちづくり」、「豊かな心を磨き、未来を開く人権尊重のまちづくり」、「交流を生み出す安全・安心のまちづくり」、「自然と人が織りなす快適環境のまちづくり」、「ふれあいとやさしさが支える健やかなまちづくり」などに向けた各種事業を実施いたしました。

3ページをお願いいたします。決算の状況・決算規模の推移および歳入、歳出の状況についてご説明いたします。Ⅰの決算の状況・決算規模の推移の【決算の状況】につきましては、平成28年度の歳入歳出差引額、及びこれから翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支ともに黒字となっております。また、この実質収支額のうち2億9745万7千円を地方自治法の規定により財政調整基金及び減債基金に繰り入れております。Ⅱの歳入の状況では、区分ごとに前年度との比較表を記載し、次の4ページ以降に主な款別の収入状況につきまして、前年度との増減内訳とその主な要因についての説明を表の下に記載しております。

4ページをお願いいたします。1款の市税につきましては、固定資産税は償却資産の増により、増収となっております。さらに、軽自動車税は税制改正による税率増のため増収となっております。5ページをお願いいたします。6款地方消費税交付金につきましては、従来の地方消費税のみならず、引き上げ分の地方消費税収を財源とした社会保障財源交付金も大幅に減となっております。6ページをお願いいたします。11款地方交付税につきましては、一般会計歳入総額の約4分の1を占めておりますが、参考欄及び説明書きにもありますように、合併算定替の逡減の開始による減や基準財政収入額の増加により、臨時財政対策債を合計した実質的な普通交付税は、約8億7600万円の減となっております。7ページをお願いいたします。

15款国庫支出金につきましては、国庫負担金は、生活保護費関係負担金等が減となりましたが、障がい者自立支援給付費等負担金、公立学校等施設整備負担金等の増により約3億円の増となっております。また、国庫補助金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等が皆減となりましたが、年金生活者等支援臨時福祉給付金や社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金等の増により、約5億1千万円の増となっております。8ページをお願いいたします。18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増により、約1億4千万円の増と

なっております。飛びまして、9ページをお願いいたします。19款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金では、財源不足を補うために平成21年度以来、5億円の取崩しなど約5億2千万円の増となっております。22款市債につきましては、浸水対策事業債、臨時財政対策債等が減となりましたが、本庁舎建設事業債、小中学校施設整備事業債等が増となり、合計で約20億5千万円の増となっております。

11ページをお願いいたします。Ⅲの歳出の状況は、各款ごとに前年度決算額と比較いたしまして、増減の主な要因について、歳入と同様に表の下に説明文を記載いたしております。1款の議会費につきましては、議員共済給付費負担金等の減により約3400万円の減となっております。2款総務費につきましては、電算システム新体系構築委託料や国勢調査費等が減となりましたが、新庁舎建設事業費の本格化、退職手当組合負担金、自治体クラウド電算システム利用料等の増により、約38億8千万円の増となっております。

12ページをお願いいたします。3款民生費につきましては、菰田・徳前保育所統合事業費や生活保護扶助費、臨時福祉給付金等が減となりましたが、年金生活者等支援臨時福祉給付金や私立保育所整備事業費補助金、幸袋・鎮西・穂波東・若菜児童館建設事業、障がい者自立支援給付費等が増となり、約7億9千万円の増となっております。4款衛生費につきましては、環境センターの機械設備更新委託料や病院事業会計補助金等が増となりましたが、清掃工場電気機械設備等更新委託料、急患センター整備事業費等の減により、約8億6千万円の減となっております。5款労働費につきましては、緊急雇用創出事業費の皆減により、約6600万円の減となっております。13ページをお願いいたします。6款農林水産業費につきましては、農村環境整備事業費等が増となりましたが、川島二本松農機具保管庫建替事業費や農地中間管理事業費等の減により、約9700万円の減となっております。7款商工費につきましては、企業立地促進補助金や地方創生人材育成・定着促進事業費等が増となりましたが、サンビレッジ茜整備事業費や地域活性化商品券発行補助事業費、地域消費喚起補助事業費等の減により、約9200万円の減となっております。8款土木費につきましては、長楽寺団地公営住宅建替事業費や急傾斜地崩壊対策事業費等が増となりましたが、浸水対策事業費や中心市街地活性化事業費、パークタウン潤野公園敷購入費、県道鯉田中線道路改良工事負担金等の減により、約21億6千万円の減となっております。14ページをお願いいたします。9款消防費につきましては、飯塚地区消防組合負担金や拠点避難施設等整備事業費等が減となりましたが、防災行政無線整備事業費や河川監視カメラシステム構築委託料等の増により、約3200万円の増となっております。10款教育費につきましては、文化会館改修事業費や生活体験学校施設整備事業費等が減となりましたが、小中学校施設整備費や鎮西公民館建設事業費等の増により、約26億2千万円の増となっております。15ページをお願いいたします。12款予備費につきましては、主に平成28年4月発生の熊本地震災害支援や同年6月及び9月の大雨災害に係る災害復旧において緊急に対応すべき経費等に充用いたしております。13款災害復旧費につきましては、平成28年6月及び9月の大雨災害のため、農林業施設、道路橋りょう、河川等の復旧事業を実施いたしました。

16ページをお願いいたします。主要施策の成果につきましては、事務事業評価シートを活用いたしまして、当該事務事業に要した経費、概要及び目的、実施状況、目標達成度、前年度の改善策、今年度の実績及び成果と課題、次年度の改善策について抜粋して記載しております。本年度は一般会計では、ほぼ全費目にわたって84の主な事務事業を記載しております。100ページからは特別会計について記載しておりますが、基本的には一般会計と同様の形式の成果説明書となっており、9つの主な事務事業について掲載をいたしております。

事業ごとの内容の説明は省略させていただきますが、平成28年度に得られた成果や今後取り組んでまいります課題、改善策等々を記載しておりますので、審査のご参考にしていただきました

いと存じます。

続きまして、122ページ以降に掲載しております資料を用いまして決算の概要を説明させていただきます。123ページをお願いいたします。この表は、会計別決算比較表、別表1でございます。決算額を会計毎に前年度と比較したものでございます。一番上の段でございますが、平成28年度の一般会計の歳入総額は、713億3692万5千円、歳出総額は、702億1240万2千円、差し引き11億2452万3千円の黒字ですが、このうち平成29年度への繰越財源が5億2961万円含まれておりますので、実質の黒字はこの繰越分を除いた5億9491万3千円となっております。下段の合計の欄ですが、一般会計と11の特別会計を合計いたしますと、歳入は、1203億4792万1千円、歳出は、1198億6771万6千円、差し引きは、4億8020万5千円の黒字となっております。全会計のうち、小型自動車競走事業特別会計のみで15億6969万3千円の赤字決算となっており、平成29年度からの繰り上げ充用金で赤字決算の処理をいたしております。なお、平成28年度の単年度収支は、3942万7千円の黒字となっております。

次の124ページをお願いいたします。地方債現債高推移表、別表2でございます。この表は、平成19年度からの地方債現債高の推移をまとめたものでございます。普通会計の乱から3行上の、右上の端のほうになりますが、臨時財政対策債は、約235億2900万円で、前年度比約4億600万円増加しておりますが、これは償還時に全額普通交付税に算入されますので、実質的な負担にはなりません。その3段下でございますが、普通会計の計としましては、約749億3900万円で大型事業の実施により約78億1600万円の増となっております。

125ページをお願いいたします。平成28年度基金の状況でございます。この表は、平成26年度末から平成28年度末までの基金の状況についてまとめたものでございます。一番上の行でございますが、財源調整のための基金であります財政調整基金は、約88億5200万円となっており、前年度末より約4600万円の増となっております。また、将来の公債費に備えた減債基金は、約64億8400万円となっており、新規積立分を含めまして約5億1800万円の増となっております。

126ページにつきましては、基金の運用状況について記載しております。左の表では、預金、債券、貸付金の運用区分ごとの平成27年度末及び平成28年度末の現在高を記載しており、右側の表に平成28年度の預金利子および運用収入等の内訳を記載しております。収入額につきましては、大口定期預金等による預金利子が2523万7千円、国債による運用収入が2億984万9千円となっております。

129ページをお願いいたします。普通会計財政指数等推移表でございます。この表は、普通会計の財政指数等の10年間の推移をまとめたもので、右端の列に平成28年度の決算状況について記載しております。普通会計の歳入、歳出総額とも前年度より大きく伸びております。歳入から歳出を差し引いた形式収支、上から3段目になりますが、約11億4600万円、翌年度繰越財源を除きました実質収支は、その2段下になりますが、約6億880万円の黒字となっております。その5段下になります、単年度収支から財政調整基金の積立金等を加算し繰入金を除きました実質単年度収支につきましては、約16億4500万円の赤字となっております。下から7行目に記載しております経常収支比率は、地方公共団体の財政の弾力性を示すもので、経常的に収入することができる市税などの一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費などの必ず支出しなければならない経常的な経費に充てる一般財源の割合を表しております。平成28年度では93.0%となり、前年度より3.7ポイントの増となっております。速報値では、政令市を除く福岡県内26市の中では経常収支比率が高い順番から13番目に位置しており、平均値の95.7%を若干下回っている状況でございます。今回の上昇要因といたしましては、歳入で地方消費税交付金や合併算定替の逡減開始等により普通交付税が減となった

こと、歳出で人件費や物件費が増となったことが挙げられます。

次の130ページをお願いいたします。健全化判断比率でございます。この表は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、4つの財政指標を健全化判断比率としています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字とありませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。次に、実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金や公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成28年度は4.5%となっております。また、将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成28年度は15.6%となっております。実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準の数値を下回っております。表の下段でございます。公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成28年度は全ての公営企業会計におきまして、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

133ページをお願いいたします。一般会計歳出性質別決算比較表でございます。この表は、一般会計の歳出を性質別に平成27年度と比較したもので、主な増減の要因について説明させていただきます。人件費につきましては、退職手当組合負担金の特例分負担割合変更が増となっておりますことからふえております。物件費につきましては、電算システムのリプレースに伴う電算システム新体系構築の委託料等の減などにより減となっております。扶助費につきましては、臨時福祉給付金給付費、生活保護費が減となりましたが、市内私立保育所施設型給付費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費等が増となったことなどから増となっております。補助費等につきましては、衛生施設組合費、飯塚地区消防組合費等が減となったことなどから減となっております。繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の増により増額となっております。投資及び出資金・貸付金につきましては、老朽施設更新事業等の合併特例事業に伴う出資分に係る水道事業会計補助金の減となっております。また、投資的経費につきましては、引き続き行っております、本庁舎建設事業小中学校施設整備事業の増となっております。

134ページから149ページにかけて、市税、医療費助成、生活保護、市有土地売却、地方消費税交付金、国民健康保険税の推移、債務負担行為などの調書を掲載しております。

以上で決算概要についての説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 10:27

再開 10:28

委員会を再開いたします。

「認定第1号 平成28年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の質疑に入ります。各款ごとに行います。第1款議会費、及び第2款総務費について、128ページから162ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して、質疑をされますようお願いいたします。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、131ページ、一般管理費、職員採用試験事務負担金について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

131ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費職員採用試験事務負担金についてお尋ねいたします。まず、平成28年度の職員採用試験の1次試験がいつ実施されたのかお尋ねいたします。

○人事課長

平成28年度の職員採用試験第1次試験は、平成28年10月16日、日曜日に実施をいたしております。

○鯉川委員

それでは、平成28年度の県や政令市の職員採用試験の1次試験はいつ実施されたのか、教えていただけますでしょうか。

○人事課長

福岡県、それから、県内の政令市でございます福岡市、北九州市ともに平成28年6月25日、日曜日に実施をされているようでございます。

○鯉川委員

4カ月間の差があるわけでございますけれども、それでは優秀な技術職を確保するために、県や政令市と同時期に試験を実施している地方都市もあるわけでございますが、本市では採用試験実施時期を前倒しして考えることはできないのでしょうか。お尋ねいたします。

○人事課長

質問委員がおっしゃいます地方都市につきましては、確かに県内では久留米市、近隣の九州、山口の中では、佐世保市、西海市、八代市、防府市などの各都市が実施をいたしております。本市におきましては、現在は、県内の政令市を除く多くの都市が実施をしております、福岡県自治振興組合供給の市町村職員等統一試験のうち、例年9月に実施をしております第2回目の試験日を避け、他市との競合の少ない第3回目の10月に第1次試験を行っております。これによりまして、受験者の確保という面におきましては、一定の効果を見ておりますが、委員ご提案の、前倒しの方策も含めまして他市の状況調査なども踏まえまして、研究をしていかなければならないというふうに考えております。

○鯉川委員

現在の全国的に技術者の応募者が少なく、優秀な職員確保に苦慮されておると思いますが、本市ではどのような対策を講じまして、採用に結びつけられたのか、お尋ねいたします。

○人事課長

本市におきまして講じました対策といたしましては、従来から実施をしておりました市の広報やホームページへの掲載のほか平成28年度には、新たに筑豊地区のフリーペーパー3紙にも掲載をし、より多くの方に職員採用試験情報を発信いたしました。また、例年開催しております採用試験受験者を対象といたしました飯塚市役所公開セミナーの開催に加えまして、主要な大学及び専門学校を直接訪問いたしまして、チラシの設置やポスターの張りつけなどを依頼しておりますが、改めまして、都市建設部の充実した応援を得まして、例えば出身校を直接訪問していただきまして、本市のPRを行うなど、より効果的な学校訪問を行うことができました。さらに平成28年度からはその訪問の際に希望学生に向けた就職説明会を開催させていただくなど、学校との交流を深めることで一人でも多くの受験生を集められるよう努力をしているところでございます。また、学生のインターンシップの受け入れに際しましても、技術系の学生に対する積極的なアプローチと10日間程度の比較的長い期間、実務により近い業務を体験していただき、その魅力を伝えていくなど、受け入れ先である都市建設部の効果的な対応を

もちまして、将来にわたる持続的な技術職の獲得に向けた対策を講じているところでございます。

○鯉川委員

それでは次に、採用試験の辞退者が出た場合、二次募集を行うなど、技術職員確保に努める考えはないのか、お尋ねいたします。

○人事課長

近年、技術職員に限りませんが、事務職につきましても、採用決定後の辞退者による欠員の問題がございました。そのため、平成28年度の採用試験より合格発表と同時に、合格者の辞退等に備えまして、補欠合格者を確保することといたしております。それでも欠員が出る場合につきましては、2次募集というご提案でございますが、先ほどの質問にもございました採用試験を前倒しする案なども絡めまして、職員の確保につながる方策について今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○鯉川委員

ご検討よろしくお願ひいたします。それでは、技術職の資格取得者には特別手当を支給するなど、給与面での魅力を感じさせることも必要ではないかと思ひますが、ご見解をお尋ねいたします。

○人事課長

その業務に最低限必要となる資格につきましては、採用試験のときに、職種ごとに資格要件としてあげているところでございます。この資格も合わせての給与額というふうに認識はいたしております。しかしながら、ある特定の資格について、手当を支給することにつきましては、金額も含めまして、その資格が業務にどれぐらい必要になるかといった資格基準が必要となり、その基準を設けることはなかなか困難ではないかというふうに考えております。今後とも、業務に必須である資格につきましては、採用の要件として取り扱いたいと存じますが、質のよいサービスを提供するために奨励すべき資格につきましては、その取得に必要な助成金制度と併せて検討すべきではないかというふうに考えております。

○鯉川委員

よろしくお願ひいたします。今後、優秀な人材を確保することは、自治体間競争になると思われまふ。そのために本市が魅力ある自治体であることが条件だと思ひますので、他の自治体に負けないような人材を確保できるように、あらゆる努力をしていただきまして、職員採用に当たっていただきたいと思ひております。

○委員長

続きまして、133ページ、一般管理費、顧問弁護士委託料につきまして、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

133ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費、顧問弁護士委託料について、お尋ねをいたします。まず、過去3年間におけます相談件数及び訴訟の弁護を依頼した件数はどのくらいあったのか、お尋ねいたします。

○総務課長

本市顧問弁護士の相談件数につきましては、平成26年度が24件、平成27年度が32件、平成28年度が34件となっております。また、訴訟件数につきましては、平成26年度は4件、平成27年度は0件、平成28年度は3件となっております。

○鯉川委員

それでは、県内または同規模の自治体では、顧問弁護士を何名体制にしているのか。また、弁護士を任期付き職員として雇用している自治体はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。

#### ○総務課長

福岡県内の他市の状況では、2人以上の顧問弁護士を置いている自治体は12団体、弁護士を1人置いている自治体は11団体、弁護士を置いていない自治体も4団体ございます。また、雇用形態につきましては、任期付職員が4団体、委託契約が16団体、その他が3団体となっております。類似団体につきましては、6自治体中、弁護士が1人の自治体が2団体、2人の自治体が3団体、0人が1団体となっております、うち、任期つき職員として雇用している自治体は1団体となっております。

#### ○鯉川委員

顧問弁護士のところに相談に行くのは、なかなか敷居が高くて行きづらいというような声を聞いたこともあります。職員さんが気楽に相談できる体制を整えるために、弁護士を任期付き職員として採用する必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお尋ねいたします。

#### ○人事課長

弁護士資格を持った職員の採用につきましては、先ほど総務課長がお答えいたしましたとおり他自治体におきましては、主に法務部門に配置をして、職務上の法的な相談の対応をしているようでございます。本市におきましても、職員として弁護士を採用することにつきましては、今後あらゆる角度から他市の状況なども踏まえまして、関係各課と検討、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○鯉川委員

よろしくお願ひいたします。実際に雇用している自治体では職員という立場上、非常に効率的で効果的だと聞いております。ぜひとも検討してみてください。

#### ○委員長

次に、143ページ、企画費、ふるさと応援寄附金事務代行手数料について、梶原委員の質疑を許します。

#### ○梶原委員

143ページ、企画費、ふるさと応援寄附金事務代行手数料について、お尋ねをいたします。ふるさと納税につきましては、ここ近年結構集まっておりますし、これからもふるさと納税の寄附金、応援金がふえることによって本市のいろいろな事業展開に反映できるものと思っております。その中で、ふるさと応援寄附金事務代行手数料の内容について、どのようになっておられるのか、お尋ねいたします。

#### ○まちづくり推進課長

本市では、ふるさと応援寄附金の専用サイトといたしまして、ふるさとチョイス、楽天、また、平成29年6月からはさとふるを活用いたしまして寄附金を募っております。この専用サイトから寄附申し込みをした場合、サイト事業者に事務代行手数料を支払っております。事務代行手続の内容といたしましては、寄附の申し込み、受け付け、入金管理、お礼の品の配送、受領証明書の発送、相談窓口等となっております。また、平成28年度、専用サイト別寄附状況の割合につきましては、ふるさとチョイス72.1%、楽天25.15%、直接申し込み2.8%となっております。先ほど申しました平成29年6月から開始しております、さとふるにつきましては、平成29年8月末現在26.9%となっております。

#### ○梶原委員

事務代行の内容についてはわかりましたけれども、お礼の品や事務費など、寄附額に対し必要経費はどれくらいあるのか。また、現在の寄附状況を踏まえ、専用サイトをふやす予定等、今後の方向性についてはどのようになっておられるのか、お尋ねいたします。

#### ○まちづくり推進課長

平成28年度寄附額につきましては、1億7605万2334円となっております。経費に



つきましては、記念品料、お礼の品、カタログ等の印刷費、消耗品、通信運搬費、職員人件費等、必要な事務経費は合計約9770万円となっております。経費率55.5%となっております。寄附額を多く募ることができれば、必然的に事務にかかる経費率の圧縮が可能と考えておりますし、流通量増加による地域活性化、雇用の創出、寄附金を活用したまちづくりの推進が図れると確信しております。本年度の状況でございますが、提供事業者のご協力もありまして、平成28年度8月末現在、登録事業者50社、お礼の品の品数348件、金額にしまして寄附額、件数が、5879件、8939万円となっております。昨年度同月比6.8倍の推移となっております。今後も継続し、PR活動の強化、安定したお礼の品の提供、新商品の開発や拡充、さらなる情報発信等を積極的に行い、飯塚市を応援していただける寄附者をふやしていきたいと考えております。また、拡充におきまして、登録事業者、品数、サイトにつきましても、現在追加の方向で検討をしているところでございます。

○梶原委員

この事業のいいところといいますか、地域の活性化、雇用の創出、それから寄附金を活用したまちづくりの推進ということで、活性化が図られるわけですが、ただ、毎年終わってみないとわからない数字でございます。ちゃんと数字が伸びていく形で、しっかり見えるように、そこら辺は努力していただきたいと思っておりますけれども、お礼の品にあまり高額なものをしていないように、特に国等がいろいろな所で目を光らせております。ただ、本市においては、自主財源がやはりなかなか確保するのが難しい状況でございますので、先ほど言われましたように、専用サイトをふやしていただいて、より多くの寄附金を集めていただいて、飯塚市の活性化に充てる経費を集めていただきたいと思っております。我々もできることは協力していきたいと思っておりますので、我々のできるようなことも助言をいただければしていきたいと思っておりますので、これからもこの数字がふえることを期待しておりますので、十分な活動をよろしく願いしておきます。

○委員長

次に、145ページ、地域振興費、買い物対策事業費補助金について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

145ページ、地域振興費、買い物対策事業費補助金について、事業の成果についてお尋ねをいたします。どのような成果が出ておるのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

買い物対策事業費補助金の内容につきましては、筑穂地区のコミュニティの活性化と買い物弱者対策、また、高齢者の交流の促進、地産地消による地域活性化、筑穂庁舎の有効利活用を目的に買い物対策事業としてのふれあい市実施への補助金でございます。この補助金につきましては、主催団体であります旧筑穂町地域の各種団体から構成されます筑穂地区まちづくり協議会に補助金を交付いたしております。筑穂地区まちづくり協議会が所属団体から運営スタッフを募り、平成28年8月から平成28年12月までの間に筑穂庁舎1階ロビーにてふれあい市を4回実施しております。第1回、第2回目につきましては、参加者数約100名。第3回につきましては、参加者数140名。第4回、年末実施しておりますが、その折には参加者数約190名と、多くの方が買い物にお見えになっております。成果といたしましては、筑穂地区まちづくり協議会はこのイベントの状況を検証しまして、買い物対策としての交通手段確保の具体的な検討に入っております。また、ふれあい市を通じ良好な関係を築くことができた生産農家の方々にご相談をさせていただきまして、ふれあい市の会場であります筑穂庁舎の1階で行っているコミュニティカフェ内で、少量の生野菜等、生鮮野菜を置き、買い物弱者対策の一助を担っていただくことができないか等、具体的な対策の検討に入っております。今回のふ

れあい市について、単に商売という観点から言えば、利益追求ということも重要ではございますが、そのことよりも地域でお困りの高齢者の方や交通手段に困っている方に対して、少しでもできることがあるのではないかとという視点が重要であるのではないかと考えております。地域住民の協力を得られたことが大きな成果であったと思われまし、何よりもそのきっかけを作ることができたことが、今後の筑穂地区の買い物対策を進めていく上で貴重な事業成果であったと考えております。

○梶原委員

事業については、筑穂地区の買い物対策ということとされておるようですけれども、今年度の予算を見ても、こういった買い物対策事業の記載がありません。確かにこれにつきましては、補助金を別のところからいただいてということとされておりますけれども、筑穂地区だけに限らず、ほかの地域でも買い物対策についてはいろんな不都合が起こっております。来年度の予算編成に向けて、そういったところを十分考えていただいて、山間地域の買い物対策については、いろいろな形で補助金事業を模索していただいて、市民の付託に応えていただきますようお願いをして、この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 52

再開 11 : 03

委員会を再開いたします。

149ページ、人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

人権啓発センター・同和会館管理運営費について、利用状況が適正かということなどについて、お尋ねをいたします。まず、利用状況の変化、特徴について、資料は載っておりますけれども、特徴をどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

3館の人権啓発センターの利用状況について、説明いたします。立岩会館の利用者数及び利用料収入につきましては、4041名で2万8830円。穂波人権啓発センターの利用者数並びに利用料収入は、それぞれ6841名、23万1810円。筑穂人権啓発センターの利用者数並びに利用料収入は、それぞれ3134名、2万7430円となっております。利用者数に比べて、利用料収入が多いのは、やはり人権センターなどでデイサービス事業や各種教室、講座、指導員会議などの各種市主催事業、担当者会議等が多いため、同和会館及び人権啓発センター条例の、市が主催し、または共催する事業、会館等の設置と目的を同じくする団体とするということで、利用料収入が少なくなっていると思います。

○川上委員

指導員会議というのは何のことですか。

○人権・同和政策課長

臨時職員等が指導員になりますので、そういった3館の会議を行っております。

○川上委員

よくわかりません。もう少しわかるように。

○人権・同和政策課長

3館に指導員を配置しております。その関係で、指導員それぞれ、各種教室などをしますので、そういった会議などの関係で、会議の回数が増えております。

○川上委員

臨時職員が3館に1人ずついて、高校の先生のOBとかに指導員になってもらっておるというこのようですけど。この指導員というのはどういう仕事をしているんですか。なぜ指導員と呼ぶんですか。本庁の中に指導員と名のつく係員はいないでしょう。なぜここに指導員という、だれに対して何を指導するんですか。

○人権・同和政策課長

この指導員につきましては、立岩会館とかセンターとの貸館業務の受け付けや維持管理業務、清掃などを行っている方を、ここでは指導員と言っています——。すいません、ここでは指導員という言葉は使っておりません。ちょっと私のほうが、一応、臨時職員ということでご理解をお願いいたします。

○川上委員

訂正なり、撤回なり、きちんとしてください。

○人権・同和政策課長

ここでいう、会館、人権センターでは、臨時職員を採用しておりますので、指導員という方は採用しておりませんということで、申しわけございません。指導員ではなくて、臨時職員です。訂正いたします。

○川上委員

穂波人権啓発センターの利用については、どういうふうにお考えですか。

○人権・同和政策課長

ここについては、貸館等業務がほかの施設より多い状況もありますので、さらに利用がふえるような格好で進めていきたいと思っております。

○川上委員

穂波人権啓発センターの部落解放同盟の利用状況がわかりますか。

○人権・同和政策課長

申請書を見ればわかるんですけど、そういうちょっと統計をとっておりませんので、この場ではわかりません。

○川上委員

では、筑穂人権啓発センターの利用状況について、どういう状況かお尋ねします。

○人権・同和政策課長

筑穂の人権センターにつきましては、利用者数が3134名、利用料収入が2万7430円でございます。ここでは、パッチワーク教室など6サークルの利用が中心になっておりまして、あとは会議等が入るぐらいですので、ここについては、地域での拠点施設としての考えであります。あと、貸館についても仕事をふやすような努力をしたいと考えております。

○川上委員

筑穂人権啓発センターの部落解放同盟の利用状況はどうですか。

○人権・同和政策課長

ここについても申請書等をちょっと集計とらないとわかりません。手元にありませんので、ちょっとここでもわかりません。すいません。

○川上委員

筑穂人権啓発センターについては、その敷地内に部落解放同盟の事務所がありますけれども、この間契約書はなくて、使わせておるということでしたけれども、現状はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

土地使用貸借契約を結んでおります。今現在も使っております。

○川上委員

その契約はいつ結んだんですか。

○人権・同和政策課長

日にちはわかりませんが、合併前に結んでおります。

○川上委員

委員長、今の話は以前の答弁と食い違うところがあるので、合併前から結んだという契約書がいつとわからず、合併してから11年たっているんだけど、どういうふうに更新したのかも含めて知りたいので、資料の提出を求めたいと思いますので、取り計らいをお願いします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:14

再開 11:16

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねをいたします。ただ今、川上委員から要求がっております資料は、本委員会開催中に提出できますか。

○人権・同和政策課長

すいません、先ほどから私わかりにくい答弁をしていましたので、ちょっと訂正させていただきます。建物については、解放同盟の所有になっておりますので、土地の使用貸借契約についての資料は用意できます。

○委員長

お諮りいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。準備ができ次第、できるだけ早く提出をお願いします。

○川上委員

それでは、その部落解放同盟の所有する事務所があるんだけど、合併浄化槽は市のもので、そのトイレから接続をしておると思うんだけど、その契約はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

今筑穂人権センターの浄化槽に部落解放同盟筑穂支所統括事務所の排水のつなぎ込みにつきましては、現在は、各年度の水道使用料の結果に基づきまして、徴収するようにしております。

○川上委員

契約はいつしたんですか。

○人権・同和政策課長

28年度に協議いたしまして、28年度よりとることとしておりますので、ちょっとすいません、日にちについては今手元に資料がないので、ちょっとお答えできません。すいません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:19

再開 11:21

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

今資料を用意しておりますので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○川上委員

では、立岩会館の利用については、先ほどその特徴が述べられたと思います。担当課は、この利用状況の中、件数の中に、市の臨時職員が集まって行った会議も利用状況の中に入れてい

るという答弁でしたね。そういうふうに数を入れているわけですか。

○人権・同和政策課長

そこについては、先ほど訂正しましたように、一応臨時職員ですので、その中には入っておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:22

再開 11:22

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

臨時職員は利用者の中には、すいません、入れておりませんので、訂正させていただきます。

○川上委員

立岩会館は、当時同和会館であった、あなた方がそういうふうに言っているんだけど、伊岐須会館に部落解放同盟が入居することなどもあって、地元の高齢者のための事業ができなくなったということで、伊岐須会館で行っていた事業に参加していた人を、当初、交通手段も応援して、立岩会館で継続すると、引き継ぐのということにしたと思います。現状、その引き継いだ事業はどのようになっていますか。

○人権・同和政策課長

引き継いだ分につきましては、立岩会館で引き続きやっております。

○川上委員

下駄履きで行っていた伊岐須会館から、靴をはいて、最初あなた方が用意した交通手段で、立岩会館まで行かないといけなくなった方たち、何年かたちました。決算年度28年度は、そのような事業変更をしたことによって、何人いて、今は何人ぐらいになっているんですか。ふえていますか。

○人権・同和政策課長

その当時は24名でしたけれど、28年度につきましては、一応30名ということで申し込みがっております、デイサービス事業につきまして。

○川上委員

伊岐須会館のことを聞いているんですよ。

○人権・同和政策課長

この24名と30名につきましては、立岩会館のデイサービスの数字も入っております。内訳につきましては、ちょっと――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:25

再開 11:25

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほど言いました数字につきましては、ちょっと今内訳について、ちょっと調べておりますので――すいません、訂正させていただきます。言いましたように、最初二瀬地区が24名、28年度は30名ということで、これは二瀬地区の人数の確認ができました。すいません。

○川上委員

二瀬地区が24人から出発して、今日で30人ということを確認しますよ。立岩会館については、部落解放同盟はどのように利用していますか。

○人権・同和政策課長

利用申請書に基づいて、利用されております。

○川上委員

どのくらい利用していますか。

○人権・同和政策課長

先ほどの筑穂人権センター、穂波人権センター、立岩会館につきまして、それを含めて数字を調べて、申請書から数字を拾って調べたいと思います。本委員会中には間に合わせます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:32

再開 11:32

委員会を再開いたします。

○川上委員

市長、どうしてこういう質問するかと言うと、部落解放同盟という団体は市が行政の補完行為をしてもらうということを唯一の理由に、補助金を多額に交付している団体なんです。この人権啓発センター、同和会館等の中にいるというのは不相当ということで、出て行くに当たり、ほかの市の施設を組み換えてまでも、市民に迷惑をかけてまでも提供した、そういう相手ですよ。そこが、この同和会館内ないし人権啓発センターをどのように使っているか。しかも、記録はあって、件数もわかる。決算特別委員会をしているのに、それがわからないというくらい無関心と。見えないと。あまり近すぎると何も見えなくなるんですね。そこで、提案を今のところでしておきたいのですが。立岩会館に人権・同和政策課のランチがあるでしょう。出張所があるではないですか。これは直ちに撤退して、その会館の管理と清掃をしなければならない指導員の方はそこにいても仕方がないけれども、そのほかは全員本庁へ集約して、後で質問する機会があろうかと思えますけれど、この際、人権・同和政策課に関する事業の廃止、一般事業への移行をはかって、この人権・同和対策課については、抜本的に改変縮小、課として維持するかどうかを含めて、検討することを提案したいと思います。この質問を終わります。

○委員長

同じく、149ページ、人権同和推進費、人権同和推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

149ページですけれども、同和対策推進団体とあります。同和対策推進団体というのは何ですか。

○人権・同和政策課長

同和地区自立支援活動、人権同和问题啓発推進活動などを行う団体ということで定義をしております。

○川上委員

同和対策推進団体に税金を投入しているんですよ。この団体は、こういう要件があれば、この団体ですよという認定要件があるでしょう。その認定要件を教えてください。

○人権・同和政策課長

同和地区における住民の自主的、組織的教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上をはかるということで、定義をしております。人権同和行政と整合性を保ち、同和問題の速やかな解決に資するための費用を支払うということで、定義をしております。

○川上委員

同和地区というのは、何ですか。あなたは、今、同和地区と言ったでしょう。同和地区とは

何ですか。

○人権・同和政策課長

法はなくなっていますので、一般的定義でいきますと、同和事業をした地域なりということで認識をしております。

○川上委員

私がちょっと教えてあげるといえるか、確認するのも時間の問題であれなんだけれど。これまでの、過去にもう終了した同和対策事業を対象としたことのある地域のことを言っているわけですか。

○人権・同和政策課長

今委員がおっしゃられたとおりの、事業を実施した地域ということで理解しております。

○川上委員

事業はもう終了したわけでしょう。終了した地域の、いろいろ言われたけれど、団体ですか。その地域に事務所がある団体ですか。そこに住んでおられる方だけが集まっている組織なんですか。理念とか目的とかいうのは何か問うことはないんですか。

○人権・同和政策課長

飯塚市協として、会員等がおられますので、会員さん住まれていることを含めての飯塚市での活動をしてもらうということで理解をしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:40

再開 11:42

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

一応、この補助金につきましては団体に出しているものであって、地区とか人については、団体のほうで認定されております。

○川上委員

では、同和対策推進団体というのは、市の何によって規定していますか。

○人権・同和政策課長

飯塚市同和対策推進団体補助金交付要綱にて、しております。

この中で、先ほど説明しましたがけれども、同和地区における住民の自主的、組織的教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上を図るため、人権・同和行政と整合性を保ち、同和団体の速やかな解決に資するための費用について、同和対策の推進に資する団体に対して補助金を交付するというので、しております。

○川上委員

私が今聞いたのは、この同和対策推進団体というのを、それより以前のところで何かの規程があるはずだということを言っているわけですよ。決算書に名前が堂々と出てくるんだから。それをどこで決め、その要件は何かをさっきから聞いているわけですよ。補助金の要綱の中に、要綱じゃない。決定するときの伺い書みたいなものに書いてあることを聞いているわけではないわけですよ。

○市民協働部長

団体の補助金にありましては、補助の申請が出てきたものについて審査をさせていただいておりますので、団体としてその組織が成り立っておる、うちの補助要綱に該当する事業をされて、かつ団体として組織化されたものを、ここでいう推進団体という認定をした上で補助金を交付しております。

○川上委員

同和地区というのがありましたけれど、そういうものもないわけですね。であれば、あるところが、うちは同和対策推進団体だから、補助金をくださいと言って申請することができるということになりますけれど、そうですか。

○市民協働部長

組織として、はっきりした規程等を制定の上、そういったことがあれば、1つの選考の候補にはなりえるというふうになります。

○川上委員

ちょっと聞こえにくかったんですけど、1つの、何とおっしゃいました。

○市民協働部長

1つのという表現が適切かどうかわかりませんが、組織としてそういった活動の規程で、団体としての確認がとれて、そういった活動がされてあるというのであれば、この推進団体補助金についての候補地にはなるというふうに思います。

○川上委員

そうすると、ちょっと確認できるかと思うんですけど、今のお話だと、いわゆる旧同和地区であるとか、またその住民であるとかは問わないということですね。

○市民協働部長

条件としては、補助要綱にも明記しておりますとおり、地域における住民の自主的、組織的な教育活動の促進と、地区住民の方々の教育水準、福祉の向上を図るための目的でございますので、基本的には同和地区におけるそういった団体というふうに考えております。

○川上委員

だから同和地区というのは存在しないと言っているじゃないですか。あなた方も認めたじゃないですか。だから、今おっしゃったような目的であれば、市内全域どこであろうと必要な事業でしょう。それをやろうとする、これからやろうというところも含めて、旧事業の対象地域であったとかいうことは矛盾があるのではないかと。それで、今、旧事業の対象地域であろうとなかろうと、ということになるのではないかとお聞きしたんです。それで検討をするとおっしゃらないわけですね、あなた方が、ないものをあると信じて言っている同和地区以外では、認めないんですね。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:48

再開 11:50

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

申しわけございません。表現として同和地区という表現を使いましたけれども、言われるように、ハード面での事業は終わっておりますので、面的なエリアというのは、法律上はございませんけれども、私が答弁させていただきましたのは、旧同和地区におけるそういった活動の組織というものが存在すれば、1つの団体推進補助金の選考の考察が必要というふうに思いますという表現に訂正させていただきます。申しわけございません。

○川上委員

補助金要綱の中には、同和地区と書いているわけでしょう。それをあなたが、旧同和地区と名前を変えるとするのであれば、それは訂正、そのものを改めるということになるんですか。

○市民協働部長

ちょっと整理がついておりませんが、同和地区という表現が、今の状況として、規則、



補助金等で明記することがどうかという判断は、ちょっと今のところ答弁ができかねます。事実、そういった表現を使っている要綱、計画等々ございますので、その表現のあり方につきましては、旧同和地区という、私が表現しましたけれども、それと先ほどの補助要綱については同義語というふうに考えておりますけれども、その表記の仕方につきましては、この場でちょっと答弁は、はっきりした確固たる根拠のもとに返事はしかねますので、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。申しわけございません。

○川上委員

先ほど私が言った表現だと、旧事業が対象とした地域、地区ということであれば、もう事業終了したんだから、何をしますか、今さら。ということになるわけです。どうして今、こういうようなもつれた話になるのかと言うと、あなた方の頭の中にまだ何らかの理由によって同和地区が存在するという明確な確信を持っているからじゃないんですか。しかも、それを飯塚市の条例の中で、どこが同和地区であるか、旧事業の対象であった地域、地区であるかをあなた方は公表しているでしょう。同和对策施設条例別表があるじゃないですか。あなた方がこういうふうに公表を続けている。もう何年も前から改めることを求めているんだけど。私は、歴史的な過程の中でそれが必要だった時期もあるでしょうと。それはもうそれ以上続けることがかえって、同和問題、部落問題の解消に向け、逆行するというのを国が判断して、やめるべきものはやめる。一般事業等に移すべきものはそうしようというふうにしていくわけです。ところが飯塚市は、あることを理由に、引き続き同和对策施設条例を持ち、そして世間に向かってここが対象地域ですよというのを、今もこの瞬間にも、言い続けている。部落地名総鑑などは許されないというふうに、部落解放同盟が何十年言い続けていますか。言っている当人がこの条例を行政の補完行為として容認して、共産党は議会で、人権の名のもとに、国の政策のもとに、不当ではないかと、改めよと要求しても、何年たっても改めない。同和对策施設、納骨堂があり、農業共同作業所があり、農業のための施設保管庫があり、使っていない所も山ほどあるじゃないですか。今日、提出した資料は事実と違うところがいっぱい書いてあるけれど。これは、必要でないものはもう廃止する。そして、必要があるものは一般事業をやっていくと。とりわけ納骨堂などについては、市立納骨堂条例というのをつくっているところがあるでしょう。高知とかね。事実を紹介して、検討するように要求してきた。それにも関わらず、漫然とこういうことをやっているのは、その原因を追及しなければならないと思うんです。補助金の実績、合併後の補助金の動向については、この間提出された資料で分かります。それで、具体的に補助金を交付している団体、それがどういうところに事務所を置き、どういう組織活動をしているのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会につきましては、飯塚市伊岐須869番地1。全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会につきましては、飯塚市口原35番地。事業につきましては、人権同和の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動、補助事業や就業対策事業等の国との交渉など、行政の補完業務としての事業を行っております。

○川上委員

今2つ言われた上で、行政の補完行為と言われたので、行政の補完行為としては自主的啓発、それから就労に関する国との交渉、この2つを言われましたね。この2つが行政の補完行為ということですか。

○人権・同和政策課長

行政の補完行為につきましては、その分を含んで、一応、決算書等に上がっています事務所費など、その他などの啓発などの地域活動等を含む事業を言います。

○川上委員

行政の補完行為という名のもとに、包括できるものについては何でもというようなことのようにですけど。追加資料でいただいた67ページに、人権同和对策関連補助金・負担金の状況一覧表があります。これは、負担金補助金、これ名称でしょうね。名称があつて、負担金・補助金額、説明というのがあります。これを見ると、6団体あるんですけど、2つの団体を除いては、その補助金についての説明が書いてあります。ところが部落解放同盟補助金と全日本同和会補助金については、金額は書いてあるけれども、なぜその金額なのかということは書いていない。上を見られたらわかりますけれど、隣保館の関係であれば1館当たり幾らとか、それから人権擁護委員協議会については、市民1人当たり6.3円の補助とか書いてあるんですけど。この2つの団体については書いていないわけですね。この補助金額の算定の基礎となる要件は何か、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

補助金の算定につきましては、行政の補完業務ということで交付しているもので、補助金額については団体の年間事業計画、事業実績等の内容等も参考に算定しております。

○川上委員

実績でくるわけですか。前年度これだけの実績だったら、今年度は、何の要因で変わるわけですか。

○人権・同和政策課長

団体の年間事業計画と事業実績等の内容を照らし合わせて算定をしております。

○川上委員

この算定の基礎となる要件は何かと聞いているわけです。

○人権・同和政策課長

先ほども答弁しましたが、行政の補完業務ということで、補助対象とできるものについて交付をしております。

○川上委員

解放同盟には2千万円余、それから全日本同和会には250万余の補助金になっていますね。この違いはどこから出てくるんですか。

○人権・同和政策課長

年間の事業計画の量等によります。

○川上委員

今の話を聞いていると、この額は当事者と市役所担当課の談合によるお手盛りというふうに聞こえますよ。部落解放同盟のある支部は、会員がほとんど脱会して、あなた方が頼んで同盟に残ってもらったというふうにいる人もおるぐらい、市役所が頼みに来た。そういう証言を聞いているんですけども、人数によって、構成によって、数によって補助額が決まる要件の1つ、大きく作用するんじゃないんですか。

○人権・同和政策課長

会員数の多少、運営費の何%といったものを根拠にはしておりません。

○川上委員

補助金の額について、それぞれの団体といつ、どこで、何回ぐらい、どういう交渉をしましたか。

○人権・同和政策課長

予算編成前に交渉を行っております。

○川上委員

それはいつごろですか。

○人権・同和政策課長

9月からです。

○川上委員

何回ぐらいですか。

○人権・同和政策課長

5回程度行っております。

○川上委員

そのときに争点となったのは何なんですか。この補助額についての5回の交渉でしょう。争点は何ですか。

○人権・同和政策課長

事業計画に基づいて、補助対象にのる、のらないというところで協議をしております。

○川上委員

全体としては、総額が争いになるんですか。総額が争いになりますか。

○人権・同和政策課長

総額ではありません。事業計画の中での交渉に基づいてやりますので、最終的な総額には影響します。

○川上委員

市長選挙において、特定候補を応援する団体に補助金を交付することは妥当と考えるか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 12:07

再開 12:07

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

選挙等での活動団体についての補助金というのは、好ましいというふうには思っておりません。

○川上委員

しかし、本市発足して以来ずっと補助金出しているではないですか。好ましくないことを、ずっとやってきたわけ。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 12:08

再開 13:13

委員会を再開いたします。

午前中に川上委員から要求がっております資料につきましては、準備ができましたので、皆様のお手元に配付をいたしております。それでは、まず、保留いたしておりました川上委員からの質疑に対する答弁を求めます。

○人権・同和政策課長

先ほど言われていました解放同盟の使用回数につきましては、立岩会館につきましては27回。穂波人権啓発センターにつきましては6回、筑穂人権啓発センターについては2回となっております。もう1点、筑穂の合併浄化槽のつなぎ込みの件ですけれども、その雑排水処理については、28年6月29日に覚書を結んでおります。

○川上委員

契約書ではないんですか。

○人権・同和政策課長

覚書になります。

○川上委員

それは、契約行為としてはどういう意味合いがあるんですか。その覚書というのは。

○人権・同和政策課長

契約書に準ずるものになります。

○川上委員

それはなぜですか。どこで確認していますか。

○人権・同和政策課長

このつなぎ込みにつきまして、双方での協議に基づいた内容を書いておりますので、それに基づいて負担を決めておる内容になっておりますので、契約書に準ずるということになります。

○川上委員

契約書を結ばないというのはなぜですか。

○市民協働部長

タイトルが覚書ということでございまして、この件につきましては、当施設の建設当時からそういったつなぎ込みがなされてあったものを、委員のご指摘等により発覚したもので、申しわけございませんけれども、それまでそういった状況であること自体を承知いたしておりませんでした。建設当時いろいろといきさつがあったものとは思われますけれども、今後につきましては、それなりの負担をしていただくということで、タイトルは覚書という表記になっておりますけれども。今後の取り扱いについて双方が確認した書類でございまして、契約書に準ずるものというふうに判断いたしております。

○川上委員

これについては、もうひとつだけ。そうすると、さかのぼって賠償請求をして、支払いを受けるということがありましたか。

○人権・同和政策課長

この内容が、使用料条例に該当する項目がありませんでしたので、指摘を受けた年からということで、28年度からの負担になっております。

○川上委員

少なくとも過去5年については、請求してしかるべきだと思うわけです。先ほど私が、市長選挙において特定候補を応援する団体に補助金を交付することは妥当かとお聞きしたところ、好ましいことではないという答弁があったので、私は合併以降ずっと、その団体に補助金を交付しているわけですから、それについて大丈夫かという指摘をしたんですが、それについての答弁をまだいただいていませんので、お願いします。

○市民協働部長

先ほど、選挙にかかわって支援している団体に補助金を出すことは、ということについては、好ましくないという表現をさせていただきました。これは金銭的に資金供与等がされてあるのであれば当然、問題があるというふうに判断をいたしておりますけれども、決算書等でそういった状況は見られません。担当としては、先ほど言います公共的な団体という意味合いから補助金を交付していることとございまして、そこら辺のところの具体的な支援がされたかどうかというのは確認しておりませんので、補助金を出すことにつきましては、問題はないというふうに考えております。

○川上委員

部落解放同盟が2006年度に市から受け取った補助金は約5632万円、6団体合計で。今回、当時このことを共産党市議団は、独自に入手した資料でチェックをしたんですけれども、

それは市人権同和推進課が当時作成したものなんです。決算準備資料でした。6団体のうち飯塚市協議会の部分を見ると、4月16日に飯塚市長選挙齊藤守史氏出陣式に2万5千円。翌年3月4日にも市議会議員選挙において7万3千円の記載がありました。これは、寄附行為なら政治資金規正法違反3年以内の禁錮、または50万円以下の罰金になると。また、出陣式参加者に対する日当であれば、公職選挙法の買収に抵触するおそれがあるという指摘を、私はしました。この2つの支出について、当時の市担当課は、当市議団に出陣式参加者25人に対する日当、領収書も確認したと説明していたわけであります。この問題について、私が当時、本会議で質問したところ、当時、齊藤市長が適正に行われているという認識のもとに、今までありましたけれども、今までのことが確かなのか、不確かなのかしっかり見ながら、これからの補助金交付等については考えてまいりたいという答弁がありました。これは百も承知のことと思います。それでこの11年間の間に、当時市長の答弁のスタンスからして、部落解放同盟に対する補助金について、特に、市長選挙、補助金を交付する側の問題ですよ。それについて何らのチェックもしなかったということを確認しました。何の確認もしないまま、補助金を交付し続けてきたということも、今明らかになりました。そこで、その他のことについては、どうい、部落解放同盟に対する補助金について見直しを行ったのか、お尋ねします。

#### ○市民協働部長

解放同盟飯塚市協議会についての補助金の推移につきましては、委員が御存じのことと思います。当初、合併当時5800万円相当の金額でありましたものを、平成28年度は2090万円という金額にいたしております。その間の見直しの状況でございますけれども、ほとんどが役員の構成そのものを、合併後、整理していただきまして、順次削減をお願いしているものでございまして、中身の確認につきましては、担当部署のほうで先方様の書類等を確認の上、執行審査はいたしておるところでございます。

#### ○川上委員

私は、11年前に4つの点を指摘しているわけですよ。補助金のうち4千万円が特定個人にわたっている。5600万円のうち4千万円が特定個人にわたっているわけです。第一として、補助金の7割にあたる約4千万円は、人件費や費用弁償として特定個人への支出になった。これはどうかと。補助対象外と言いながら、選挙、狭山闘争の支出には補助金か独自財源か、これは区別がない。3点目には、研修費500万円に関する市のチェックでは、目的は曖昧、研修期間、行き先、参加人数など不明が多数である。4点目は、特別会費、住宅入居1万円は同和住宅入居のあっせん料では、その質問には答えない。この4つの点については明確に指摘して、これを受けての、先ほどの当時市長、齊藤市長の答弁だったわけですね。5600万円が今は2千万円だという金額はわかります。どういう観点で何を見直したのかということが定かではない。私は28年度の決算についても、その延長線上にあつて、問題が大きいというふうに思います。この質問を終わります。

#### ○委員長

続きまして、同じく149ページ、人権同和推進費、人権啓発センター、同会館整備事業費について川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

これは穂波人権啓発センターに関することなわけですが、利用状況は先ほど聞きました。そこで今回の改修の内容について、お尋ねします。

#### ○人権・同和政策課長

当穂波人権啓発センターにつきましては、昭和50年に開設し、平成12年に大規模改修を行っているものの、老朽化しており、外壁については前年の長雨の影響もあり、雨水の浸透等が原因とみられる浮きが生じている状況がありました。今回、2階及び屋上部分からの剥離、

落下が生じるおそれがあり、施設利用者等の安全を考慮すると同時に、施設の維持管理面からも改修を計画したところです。

○川上委員

午前中からこれまで、この項に関して3点の質問をしてまいりました。最後に3点の締めくくり的な質問としては、片峯市長は2月の市長選挙の折に、部落解放同盟から応援を受けなかったかどうか、お尋ねします。

○市長

私、心情的には応援をしていただいたものと思っておりますが、物的な、そして金銭的なものについては一切受け取っておりませんし、団体からの推薦という形もありませんでした。

○川上委員

齊藤市長も知らなかったんです。それから、翌年の市議会議員選挙での議員も知らなかったんです。それは日当で出すからです。いろいろな集会に行った場合に、出陣式だとか。それで、これはもう要望したいと思うんだけど。このことについて、市は28年度決算をしたにもかかわらず、何の関心も示さないでいったということが先ほど明らかになったので、決算はしたんでしょうけれども、このことについては、きちんと市長が知らなかったというだけではなくて、なかったということが、あなた方の立場から言えば、言えなきやいけなんでしょう。日当とか出していないよとか。だから、早急に調べて、市民に、議会に、その事実を明らかにしてもらいたいと思います。この質問を終わります。

○委員長

次に、155ページ、諸費、空き家等実態調査委託料について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

155ページ、総務費、諸費のその他の諸費の中の空き家等実態調査委託料についてお尋ねいたします。空き家等実態調査業務委託料につきまして、契約金額が2700万円と高額であるように思われます。今回、プロポーザル方式で業者選定を行っていたということですが、他市では一般競争入札を行ったところもあります。この競争入札であれば、まだ契約金額は低く抑えられたのではないかと思われます。プロポーザル方式を採用した理由を教えてください。

○住宅政策課長

本空き家実態調査業務につきましては、平成27年5月に完全施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法の空き家を対象としております。他自治体においても業務委託の実績がほとんどないことから、ノウハウがほとんどございませんでしたので、プロポーザル方式を採用し、業者の実績や実態調査の方法の提案をお伺いすることで、正確、迅速に業務を完了できる業者を選定できると考えた次第でございます。また、本実態調査につきましては、国土交通省作成の外観目視による住宅不良度判定の手引き別表2「住宅の不良度の測定基準」をもとに、外観目視による家屋の、空き家の不良度判定を行い、3段階のランクづけを行う高度な専門性を要する業務でございまして、競争入札により、金額の安価という形だけの業者を選択した場合、期待した効果が得られないおそれがあると考えましたので、プロポーザル方式を採用した次第でございます。

○光根委員

実態調査の結果、飯塚市内の空き家は3486戸で、居住可能な問題のない空き家が1127戸、改修すれば居住可能な空き家が954戸、居住不能または大改修が必要な空き家が991戸、敷地内への立ち入りできない等の理由で判定不可能な空き家が414戸と報告をされていると思いますが、この判定不可能な414戸について、どう判定されるんですか。

○住宅政策課長

判定不可能であった414戸の空き家につきましては、私有地に立ち入らないと判定ができ

ない空き家でございまして、委託業者では私有地に立ち入ることが難しかったため、3段階のランクづけができておりません。これらの空き家につきましては、今後、職員で判定していくことといたしております。

○光根委員

職員で判定していくと言われましたが、先ほど、高度な専門性を要する業務であるということですので、どこまで職員が判定できるのでしょうか。

○住宅政策課長

業者による判定を委託しました際に、業者のほうでマニュアルを策定していただいております。そのマニュアルに基づいて、職員が同様の判定基準をもって判定していきたいというふうに考えております。

○光根委員

これはいつまでに終わらせるつもりでしょうか。

○住宅政策課長

目標といたしましては、今年度内に調査を終了したいというふうに考えております。

○光根委員

最終の調査結果が、この414戸の全てを調査した場合が、最終的な調査結果ということになるのでしょうか。

○住宅政策課長

現行の調査では3月末の数字で、今、ご答弁させていただいておりますけれども、それからさらにふえたり減ったりしているのが現実でございます。一応の基準としましては、この基準をもとに、今後の対策計画の基礎資料というふうにして取り扱ってまいりたいと考えております。

○光根委員

この実態調査の結果を基に、今後のどのような空き家対策を講じていくか教えてください。

○住宅政策課長

本実態調査の結果を踏まえまして、今年度中に空家等対策計画を策定する予定でございます。策定に当たりましては、市長を会長とした法定協議会を立ち上げまして、飯塚市空家等対策協議会と銘打っておりますけれども、第1回の協議会は7月下旬に開催いたしております。なお、計画に定める事項としては、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家の措置、それに加えまして、空き家等の利活用の促進に関する事項が主になるというふうに考えておりますけれども、今後、空家対策計画につきましては、年度内の策定を計画しておりまして、この計画に基づきまして、空き家等に関する必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○光根委員

この空き家問題に関しては、全国的に大きな問題となっております。特に防災、防犯、また景観等の問題、地域住民の方にとっても早急に対応していただきたいという声が多くございます。他の自治体では民間の知恵を活用した取り組みが多く行われております。まちづくりに関しても、中心的な問題でもあると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第1款議会費、及び第2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費、及び第4款衛生費について、162ページから206ページまでの質

疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております165ページ、社会福祉総務費、中国残留邦人支援対策事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

165ページ、社会福祉総務費、中国残留邦人支援対策事業について、お尋ねいたします。まず、この事業の目的とその内容についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

本事業は、中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、これは平成6年の法律でございますが、これに基づき、永住帰国した中国残留法人等の自立の支援を行うことを目的としておりまして、3つの支援業務を実施しております。1つには、生活等支援給付、2つ目に地域生活支援、3つ目に支援相談員配置でございます。

○勝田委員

昭和20年8月に第二次世界大戦の終戦を迎えて、当時開拓団として多くの邦人が在住しておりました旧満州地区では、肉親と離別して孤児となり、中国の養父母等に育てられたり、生活の手段を失い、やむなく中国に残ることになった方々、つまり中国残留邦人と呼ばれていた方々に対して、帰国援護や定着自立援護等の支援を行っているとお聞きします。一方、本市には中国残留邦人支援対策事業に該当する対象者といえますか、そういった方々が何名ぐらい存在しているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在市内には、中国残留邦人及びその家族、合わせて7世帯10人がおられます。そのうち、残留邦人本人は4人、配偶者が3人、同伴家族が3人となっております。また、生活等支援給付に関しましては、平成28年度の実績において2世帯3人となっております。

○勝田委員

つまり7世帯10名の方に、先ほど答弁していただいた3種類の支援業務を何らかの形で実施されていると理解しておりますが、長期にわたって残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受けるチャンスもなかったでしょうし、また、日本語もままならない状態で日々の生活もこれは大変だと思います。そこで、生活等支援給付は、国庫負担金対応となっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりです。支援給付は永住帰国した中国残留法人の老後の生活を安定させるといった観点から、中国残留邦人が満額の老齢基礎年金を受給してもなお世帯の収入が一定の基準に満たない場合、生活保護の基準に基づき算出した金額を支給するものでございまして、対象経費の4分の3が国庫負担となっております。

○勝田委員

では、生活等支援給付以外の地域生活支援相談員の配置事業については、どのような事業内容となりますか。

○社会・障がい者福祉課長

地域生活支援につきましては、地域社会における中国残留法人の自立を支援するために、また地域の一員として生き生きと暮らしていただくように支援するものでございまして、具体的には、地域住民との交流を図るための料理教室などの開催、支援対象者どうしの親睦を深めるためのバスハイクといったものを実施しておりまして、これはもう全額国庫補助対応となっております。さらに支援相談員の配置につきましては、中国残留法人及びその家族の中から現在男女それぞれ1名ずつ、計2名を相談員として本市が委嘱をいたしております。日常生活のさまざまな問題、身近な相談相手として、現在携わっていただいております、これも全額国庫



委託金対応となっております。

○勝田委員

そういうことで、本事業を長年実施してきたと思うんですが、事業を実施してきた結果、どのような成果といいますか、どういった効果が見られたでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど委員のご指摘がございましたように、中国帰国者はさきの大戦において中国東北地方等で戦闘に巻き込まれ、家族と離別して孤児となり、長年苦勞を強いられながら、戦後何年もたって、ようやく帰ってこられた方々とその家族でございます。現在でも、言葉や生活習慣の違いなどから、日本の社会に溶け込めない等という課題を抱えていらっしゃるというふうに言われております。本事業は、支援対象となる方々の地域社会への定着と自立促進に寄与することを目指して、長年、国と地方公共団体が連携して取り組んできたわけでございますが、本市は幸い、特別に困難な問題などは発生しておりませんで、地域住民の皆さんとの関係性は良好でございます。当然その支援対象者にはご高齢の方もおられますけれども、比較的健やかにくらししておられるといった状態で、こういった事業の実施が円滑化につながっていると見ております。

○勝田委員

それでは今後、この中国残留邦人支援対策事業をいつまで継続していく予定でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今後とも本制度として継続される限り、国や福岡県、近隣自治体などと一体となって、対象者の皆さんが地域で安心して暮らせるように支援を行うこととなります。本事業の実施につきましては、厚生労働省社会・援護局が時折、実態調査というものを行っておりまして、支援対象者等の生活実態を把握しながら、支援施策をこれまで整備をまいりました。事業の継続につきましては、時期を見て判断されるということになるかと推察をいたしております。私どもといたしましては、これまで以上にさまざまな機会をとらえまして、中国残留邦人及びその家族に関する啓発、広報活動も併せて努めてまいりたいと考えておるところです。

○勝田委員

昭和47年の日中国交正常化以降、帰国援護、定着自立援護等の支援が実施されてきたんだと思いますが、情報によりますと、本年3月までに永住帰国者が6718名、家族を含めると、2万898名の方が帰国され、日本語が不自由、しかも老後の蓄え等についても不十分であるといった厳しい生活を強いられているんだと思います。しっかり生活等支援給付、地域生活支援、支援相談員配置等の事業を円滑に進めていただきたいということを切望しておきます。また、これと同時に終戦直後に樺太島に強制連行されていた樺太島残留邦人に対しても、この事業と同様な支援事業があるやに聞いております。これについても支援策を丁寧に実施していただくことを要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に障害者福祉費、飯塚国際車いすテニス大会開催補助金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

171ページ、障がい者福祉費、飯塚国際車いすテニス大会開催補助金について、お尋ねいたします。国内の唯一国際大会で、ノーマライゼーションの理解の促進、国際交流の推進、地域経済活性化の推進に大きく寄与する飯塚国際車いすテニス大会を長年サポートしてきた飯塚市ですが、2020年パラリンピックの南アフリカ共和国の誘致受け入れ、そういった国際交流等の活性化に、これはおそらく拍車がかかることと思います。そこで、本大会でのここ数年、参加選手や、観客数の増減等はどうなっているのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

ことしで33回目を迎えました飯塚国際車いすテニス大会は、日本での車いすテニスの草分け的存在であるとともに、アジア唯一のスーパーシリーズとしても定着しており、そのボランティアによるイイヅカ方式と呼ばれる運営体制とともに、高い評価を得ております。ここ3年間の参加選手や、観客数の推移につきましては、平成27年度参加選手は83名、観客数は約5千人、平成28年度参加選手につきましては106人、観客数は約3100人、平成29年度、これ参考でございますが95人、観客数は約3千人となっております。平成28年度の参加選手は106人と多くなっておりませんが、これは、2016年リオデジャネイロパラリンピックの最終選考大会となっておりますので、多くの外国人選手が参加したものと考えられます。観客数につきましては、車いすテニスの認知度の上昇とともに増加傾向にありましたが、平成28年度、そして、ことし29年度の減少の要因といたしましては、車いすテニスの象徴的存在でございます国枝選手の欠場、早期敗退による影響が大きかったと考えております。

○勝田委員

それでは、この飯塚国際車いすテニス大会の啓発等についてですが、特に市外に対してはどのような啓発がなされているのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

市役所と県庁におきまして、マスコミへの記者発表を行って、マスコミ各社への情報発信を行っております。また、大会実行委員会には西日本新聞社も参加していただいておりますので、特別紙面を掲載していただいております。また、多くの方に飯塚国際車いすテニス大会を知ってもらうために、平成28年度からのFBS福岡放送局での決勝戦の放送に加え、今年度でございますが、衛星放送での決勝戦の生放送を行っております。

○勝田委員

ここ数年の、選手が八十数名から100名、観客数が3千人から5千人程度で推移しているということでしたが、現在の筑豊ハイツのテニス会場には観客席が常設されていません。大会開催ごとに仮設の観客席を臨時に設置しているということ、これは間違いありませんね。ではその際、どのくらいの観客席を準備しているのでしょうか。また、その観客席の数で十分足りているのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

飯塚国際車いすテニス大会中、コートサイドに200人収容できます仮設スタンドを2つ設置しております。大会期間中に市内の小中学校による児童観戦を初め、多くの来場者が世界のトップ選手のプレーを観戦に訪れます。本格的競技大会であるため、選手が集中できるように、ゲーム中の観戦等のうごきを制限する必要がありますことから、フェンスにバナーを設置しておりますが、そのため、コートエンドから試合を見ることはできません。よって、選手等の通用口付近から観戦する人が多いというのが現状でございます。現状の仮設の観客席では十分とは言えない状況でございます。

○勝田委員

現在は200人の観客席が2カ所、つまり400名の観客席を仮設として設置しているということですね。何らかの工夫、改善を行って、車いすで参加している選手も含めて、多くの方がリラックスした状況で観覧出来るような観客席の常設が私は必要だと考えています。筑豊ハイツの建てかえ等に関しましては、経済・体育施設に関する調査特別委員会にお任せすることとしますが、テニス会場の観客席は別物と考え、早急に観客席の常設に向けて、私は取り組む必要があるのではと思っておりますが、その計画等についてはどうなっているのでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

市としましても、今後の飯塚国際車いすテニス大会のさらなる発展、また、他のテニス大会

誘致のためには、常設の観客席は必要であると考えており、現在、常設の観客席設置に向け、関係各課や関係機関と協議を行っているところでございます。

○勝田委員

ぜひ観客席の常設に早急に取り組んでいただきたいと思います。そこで市長、南アフリカ共和国を誘致活動まで行って、2020年のパラリンピックの合宿会場ということで活用していただくわけですが、そうすると、テニス会場としても、要するに南アフリカ共和国に当然満足してもらってはあれなんです、やはりこれは一つの、要するに外向けに対する、これは飯塚市のアピールになると思うんですね。ということは、この観客席もやっぱりきちっとした状態で、南アフリカ共和国の練習風景だとかそういったものを対外に向けても発信すべきだと思います。かつて日韓合同のサッカーワールドカップがあったときに、中津江村のカメルーンですか、あの誘致にしてもその後十数年間というのはいろんな観光客が押し寄せて、盛大な、違う意味での利潤も上がったというふうに聞きます。そういった意味で、ぜひ観客席を、増設を早急に考えていただきたいと思いますので、市長、よろしくお願ひしたいと思います。以上でこの質問終わります。

○委員長

続きまして、177ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

177ページ、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業についてお尋ねいたします。平成28年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の中で、要支援者として平成27年度には14件、16人、平成28年度には7件、7人と報告されていましたが、この方々に対してどんな支援が必要だったのか。内訳等を説明してください。

○子育て支援課長

支援の内訳につきましては、27年度は母親の育児ストレスや精神疾患の可能性が高いものが8件と多く、検診未受診や、子どもの発達などに関する悩みなどが3件、就労の相談が2件、既にきょうだい児への支援中のものが1件となっております。支援の内容でございますが、母親の育児ストレスや精神疾患、子どもの発達などに関しましては、保健センターに支援を要請しており、就労相談につきましては、母子家庭であったため、家庭児童相談室の母子・父子自立支援相談員が就労支援を行っております。また、きょうだい児の支援につきましても、家庭児童相談室の養育支援訪問事業による支援を行っております。また、28年度でございます。母親の育児ストレスや精神疾患の可能性が高いものが5件、子どもの発達に関する悩みが1件、養育に関する悩みが1件となっております。こちらの支援内容ですが、母親の育児ストレスや精神疾患、子どもの発達については、保険センターに支援を要請しております。養育に関する悩みにつきましては、母子家庭であったため、家庭児童相談室の母子・父子自立支援相談員が支援を行っているところでございます。

○勝田委員

平成27年、28年合わせて育児ストレスや精神疾患の可能性が13件、検診未受診や子どもの発達等に関する悩み等が4件、就労相談が2件、きょうだいの、子どもたちへの支援が1件、養育に関する悩みが1件、合わせて合計21件ということでしたが、いずれも放置しておけば児童虐待につながる要因となりかねない事案だと思います。今9月議会においても、児童虐待について一般質問をしたように、深い心の傷を負わせるような児童虐待の増加が止まらないといった現状を考えたとき、本市が行っている乳児家庭全戸訪問事業は、対応策としてはすばらしい事業の1つだと私は評価しております。ぜひ、その中でも特に、子どもが低年齢である場合と、離婚等で一人で子育てを行っているひとり親に対しては十分注意を払い、かかわり

を持って対応していただくことをここで強く要望しておきます。そこで、今回要支援を必要とした乳児家庭にかかわり、解消した案件はどのくらいあったのでしょうか。

○子育て支援課長

要支援を行いました乳児家庭のうち、保健センターに支援要請した案件や、家庭児童相談室で支援を行いました件数につきましては、平成27年度につきましては、14件全て解消しております。また、28年度につきましても、同様に7件につきましては、全て解消しております。

○勝田委員

過去2年間、21件全て解消したという回答をお伺いしまして、非常に安心をいたしました。これからも、乳児家庭全戸訪問事業で把握した養育支援を必要とする児童や、出産前から支援を必要とする妊婦さん、親御さんに対し、適切なケアをぜひ行ってください。

次に、成果説明書の成果と課題の中で、訪問拒否にあった家庭については近所からの情報を含めて、限りなくゼロにしていく努力は必要であるというふうに記述されてありました。限りなくゼロにしていく努力の具体策をお示しください。

○子育て支援課長

訪問拒否の家庭につきましては、近年は発生しておりませんことから、本事業に対する認知と理解が広まっていると考えております。しかしながら、今後とも乳児家庭全戸訪問に対する理解を広め、訪問拒否が発生しないように継続的な取り組みが必要であると考えております。現在、具体的には、事業の周知方法といたしまして、出生届時に対象者全員に全戸訪問事業についてのチラシ配布を行っているほか、福祉のつどいとか街頭活動等のイベントのときにおいて、周知活動を実施している次第でございます。また、訪問することに否定的な世帯につきましては、電話連絡や数回の自宅訪問を行い、不在の際には不在票等を投函し、地道な活動を繰り返し行うことで訪問に結びつけているところでございます。

○勝田委員

訪問拒否の原因というのは幾つも考えられると思うんですが、でも、この背景には児童虐待の要因がありそうな気がします。そこで、1番に考えなければならないのは、今言いました虐待の可能性の是非だと思うわけです。そこで、訪問員の人数が平成24年度に3人から2人に減らされているという実態があるんですが、その理由は一体どういったところにあるのでしょうか。

○子育て支援課長

本市では、乳児家庭全戸訪問事業を平成23年度から実施しております。平成23年度は初年度の事業であったため、全戸訪問に支障が出ないよう、訪問員の人数を3名配置しておりましたが、事業を実施いたしました結果、大きな支障や問題が発生しなかったため、24年度以降は2名の訪問員で対応しているところでございます。しかしながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の重要性、必要性を考えますと、訪問員の配置数につきましては、今後の状況を見極めながら検証する必要があると考えております。

○勝田委員

ぜひ訪問員の配置数については、検討していただきたいということを要望しておきます。

では、最後になりますが、乳児家庭全戸訪問事業を推進していく上で、保健センターと連絡をとるというのは理解できるんですが、その他の関係機関というのは、具体的にどういった機関と連携してこの事業に当たる予定でしょうか。

○子育て支援課長

家庭での適切な養育並びに支援が必要な世帯の早期発見、早期対応を目的といたしまして、乳児や養育者の様子を把握するために訪問を行っておりますが、支援が必要と判断される世帯

につきましては、先ほど申しました保健センター、それと子育て支援課の家庭児童相談室につながっております。その後、さらに専門的な支援が必要な場合は、医療機関、児童相談所等と連携する場合がございます。

○委員長

続きまして、同じく児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

今、勝田委員のほうで同様の質問がされておりますので、取り下げさせていただきます。

○委員長

それでは、次に、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

その他の児童福祉総務費について、お尋ねをいたします。先ほどの勝田委員の質問に一部重複しておりますので、虐待件数等については、質問は取り下げますけれども。ただ、資料をいただいております。資料の76ページに児童福祉相談の状況ということで3年間の資料が出ております。その中で児童虐待相談というのが、26年、27年、28年と大体20件を超える相談件数があつて、延べ件数にして大体600件を超えるということですのでけれども。これについては、1つの相談に対して、30回程度の対応をしたということですので理解させてもらってよろしいでしょうか。

○子育て支援課長

今、76ページの資料にございます、その30回程度の対応をしたということですので考えていただいたらいいと思います。

○梶原委員

ただ、毎年、この数が、相談があつておるとは思われないんですけれども。26年に終わらずに、27年、28年と継続して相談があつておる部分もあろうかと思いますが。それについてはそのように理解してよろしいですか。

○子育て支援課長

相談件数は、続いて、いわゆる1件、継続して26年で相談された方がまた継続して、ずっと28年度も相談されたというケースはございます。

○梶原委員

そうすると、やはりこれが児童の分というか、未就学児の部分での相談が来たときに、やはり、その年に終わらずに学校に入学する、小学校に上がっていく。その場合も継続していくわけですのでけれども。そういった場合については、一応、窓口的には子育て支援課ですけれども、やはり学校教育課のほうに移っていく部分があるかと思うんですけれども。そういった部分についての連携はどのようにされておりますか。

○子育て支援課長

今の件数でございます。本市におきましては、飯塚市要保護児童連絡協議会という組織があります。その中には、事務局は子育て支援課でございますが、学校のほうも一緒に入って協議をしているところでございます。

○梶原委員

ぜひその分についてはしっかり対応していただいて、早期発見、早期予防という形で、虐待を全国的にも、やはり虐待が減る傾向ではなくて、増加傾向にもありますし、飯塚市では子どもが亡くならないように、しっかりその辺はしていただきたいと思っておりますし、あとは、資料について、もう少しこう、これを細かく、例えば、飯塚市全体で、今幾らという形で載せてあり

ますので、小さな地域ではなくて、例えば、私の住んでいる筑穂地域とか、穂波地域とか。ただ、それをすると、特定するおそれもあります。ただ、未然防止するためには、自分の地域にも虐待があるんだなということを地域に知らせることも大事だと思いますので、その辺、何かいい知恵があって、そういったものがうまく地域にかかわりを持ってもらえるような体制づくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 08

再開 14 : 20

委員会を再開いたします。

195 ページ、健康づくり推進費について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

195 ページ、健康づくり推進費について、お尋ねいたします。まず、いづか健幸都市基本計画で掲げておられました目標数値であります、平成24年度の国民健康保険一人当たりの医療費及び後期高齢者医療一人当たりの医療費の5年間の現状維持に向けて、平成28年度に取り組んでこられた事業について、お尋ねいたします。

○医療保険課長

医療保険課におきましては、生活習慣病の発症や重症化を予防するため19歳から39歳までの検診を受ける機会のない方を対象としました若年者健康診査や40歳から74歳までの国保加入者を対象としました特定健康診査を行っております。受診者には、検診結果に応じて生活習慣病の改善や医療機関への受診勧奨といった特定保健指導を実施しております。そのほかにも国民健康保険事業における医療費適正化事業としまして、ジェネリック医薬品の普及啓発事業やレセプト点検、第三者行為求償事務、医療費通知の発送などを行い、医療費の適正化に取り組んでおります。また、後期高齢者に対する特定健診等の医療費適正化事業につきましても、保険者である後期高齢者医療広域連合において実施されております。健幸・スポーツ課におきましては、生活習慣病予防教室やウォーキング教室、ロコモ教室が実施されております。

○鯉川委員

基本計画に基づきまして、さまざまな事業を実施してあるようでございますが、まず、医療費の実績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○医療保険課長

国民健康保険の一人当たり医療費につきましては、基準値であります、平成24年度実績は35万2259円。これに対し、25年度は35万4706円、前年度比で0.7%の増。26年度は36万6528円、同じく3.3%の増。27年度は38万5292円、同じく5.1%の増。28年度は37万4806円、同じく2.7%の減となっております。また、後期高齢者医療の一人当たり医療費につきましては、基準値である24年度実績は、107万8114円、25年度は110万571円、前年度比で2.1%の増。26年度は111万3005円、同じく1.1%の増。27年度は112万1992円、同じく0.8%の増。28年度につきましては、広域連合からまだ数字が示されておられません。基本計画での目標といたしましては、平成24年度の国民健康保険及び後期高齢者医療の一人当たり医療費を5年間現状維持というふうにしておりますので、目標達成はできていないという状況でございます。

○鯉川委員

目標達成ができていないということでございますが、どこに問題点があって、今後どのような取り組みを行っていくつもりなのか、お尋ねいたします。

○医療保険課長

医療費に関しましては、全国的に言えることですが、医療技術の高度化を初め、特に国民健康保険では、他の医療保険等と比べますと高齢者の割合が高く、医療を必要とする加入者が多いといったことが、医療費が伸びている大きな要因かと考えております。今後の取り組みとしましては、特に、特定健康診査では平成27年度の受診率は47.7%、28年度は速報値で48.7%と伸びており、県内でも上位の受診率となっておりますが、国が定める目標値60%には至っていないという状況でございます。このため、より一層受診率の向上に努め、生活習慣病の早期発見、早期治療を促し、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。また、国保事業としての医療費適正化事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○鯉川委員

では、基本計画におきましてもう1つの目標値であります、ウォーキングイベント参加人口の拡大について、平成28年度の実績はどのようになっておりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

例年3月に開催しております健幸ウォーキングにつきましては、1500人の参加者数を目標としておりましたが、759人の参加となっております。これとは別に、健康プラザを中心としたウォーキングコースにおいて、ウォーキング教室を10回開催いたしまして、延べ163人の参加となっております。また、平成28年度から新飯塚駅前健幸広場、勝盛公園、うぐいす塚ため池、鳥羽池、島奥ため池において青空運動教室として計27回、延べ286人の参加でございました。基本計画での目標といたしましては、3千人としておりましたので、今回、目標の達成はできていない状況でございます。

○鯉川委員

こちらのほうも目標ができていないということですが、こちらもどこに問題があったとお考えでしょうか。また、今後どのような取り組みを進めていかれるつもりなのか、お尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

問題点といたしましては、地域で行われますウォーキングイベントやボランティア団体が開催するウォーキングイベントとの連携が不足しておりまして、それぞれが個別で開催されている状況となっております。また、地域コミュニティ単位でのウォーキング教室も不足しておりまして、各地区に設定したウォーキングコースの活用や、それを活用したウォーキング教室を開催する必要があると、正しいウォーキング方法を取得するための取り組みも必要と考えております。併せまして、健康無関心層への働きかけとしてインセンティブの付与方法についても検討を進める必要があると考えております。今後の取り組みといたしましては、問題点を整理いたしまして、その上で、健幸ウォーキング事業の市の健康事業の象徴的な存在にするのと同時にウォーキング週間のきっかけとなる事業にするために目標参加者数達成に向け、魅力あるイベントにするのと同時に、参加しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。また、ウォーキング愛好者を増すためにまちづくり協議会等と連携いたしまして、各地区でのウォーキング教室をふやすとともに、JRウォーキングやかち歩き大会、100キロウォーキングなど市内で開催されますウォーキングイベント、それを開催する団体ともタイアップしながらウォーキング愛好家の増加に努めていきたいと考えております。

○鯉川委員

よろしくお願いたします。

○委員長

次に、197ページ、環境衛生費、環境美化パトロール業務委託料について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

環境美化パトロール業務委託料について、お尋ねをいたします。この事業の業務委託先と、それから事業の内容について、どのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

環境美化パトロール業務委託につきましては、穂波・筑穂地区を1グループとし、庄内・穎田地区を1グループの、計2グループとしております。1グループ1台2名体制で、業務内容としましては、散乱ごみ、不法投棄ごみの回収、不法投棄者の断定協力、盗難等の疑いのある自転車、バイク等に関する警察への通報、ボランティアごみの回収協力、また、各4支所からの環境衛生に係る事務補助を実施しております。委託先につきましては、シルバー人材センターとなっております。また、旧飯塚地区におきましては、直営で同様の事業を実施しております。

○梶原委員

では、事業内容については、例年同じようにされておると思いますけれども、昨年、一昨年から少しぐらい何か変わったことがあるのか、また、変えたことよっての成果がどのように上がったのか、お尋ねいたします。

○環境対策課長

事業内容には特段の変更は生じておりませんが、パトロールの日数をふやしております。平成27年度まで巡回パトロールを平日のみで実施しておりましたが、平成28年度からは土曜、日曜日を実施することにしております。その効果により、不法投棄が若干ですが、減少に至っております。

○梶原委員

そのとおりでございまして、実際に年に2回、美化運動がありますけれども、私のところの地域でも、自分の地域で自分の隣組での当番区域があるんですけども、毎年2回の分ですけども、回りますけれども今までこのパトロールがないときは、もう不法投棄がものすごく、あちこち缶もそうですけれども、ごみもそれからまたごみの捨てやすいような場所もありまして、そういったところに不法投棄がしょっちゅうでした。でも、このことよって、実際に美化運動をしても、乗用車でトランクにいっぱいになるぐらいのごみがもう集まりません。ということは、やはりこのパトロールがいかに功を奏しているかというのがわかるわけですね。ですから、これについては土曜、日曜もということですけども、ずっと続けていただければと思っております。それから、この業務自体とはちょっと異なるわけですけども、あちこちにやっぱり不法投棄の場所、特に不法投棄が目立つような所については、今不法投棄の看板があがっております。看板の設置に通報先が記載されておるわけですけども、たしか警察署と、クリーンセンターの名前はあがっておりますけれども、できましたら、その看板に担当地域の支所の電話番号等も入れていただいて、そちらに通報していただいたほうが早期に片付けられるんではなかろうかと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○環境対策課長

今、質問委員、言われましたとおり、不法投棄の違反者を発見した際には、飯塚市クリーンセンターもしくは飯塚警察署へ通報していただくように、電話番号を看板に記載しております。委員言われますとおり、関係部署と調整を図りまして、その実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○梶原委員

ぜひ早期に対応していただければ、不法投棄も未然に防げるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

○委員長

次に、199ページ、環境対策費、住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、鯉川



委員の質疑を許します。

○鯉川委員

199ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目環境対策費、住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、お尋ねをいたします。住宅用太陽光発電システム設置費補助金が445万2千円については、当初予算は1600万円だったので、執行率が3割弱と低迷しているわけですが、その理由は何だったのか。また、平成28年度当初予算編成時の成果目標あるいは本補助金導入時の成果目標から見て、平成28年度末ではどの程度の目標を達成しているのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

住宅用太陽光発電システムを設置されるご家庭では、発電した電気を自宅で消費し、その余剰電気を売電する計画のケースが多く見られますが、売電価格につきましては、この制度が開始された平成22年度が、10キロワット未満については、1キロワット当たり48円だったのですが、年々値下がりをして、平成28年度では31円、それから31年度には24円まで下がる見込みとなっております。このようなことから、設置を検討するに当たりまして、太陽光発電設置にかかった費用が回収できないのではないかと考えられているのではないかと推測をいたしております。それからまた、平成27年4月に飯塚市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の一部を改正いたしまして、補助金の交付対象者を、市内に事業所を有する個人事業主、または市内に本店、支店、もしくは営業所を有する法人からシステムを購入し、設置するものに限定したことも申請実績が減少した一因だというふうに考えております。

次に、目標達成につきましては、平成28年度の当初予算が200件分で、1600万円で計上いたしまして、実績が57件の、445万2千円でございますので、率にしますと28.5%となっております。そのことから成果達成率につきましては、同じく28.5%だというふうに考えております。

○鯉川委員

それでは次に、国におきましては、住宅用太陽光発電普及のための補助金を既に廃止しておりますが、現在も普及する方向で政策立案や地方自治体への助言がなされているのかどうか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

再生可能エネルギーにつきましては、国では平成21年7月に策定された長期エネルギー需給見通し、その中で平成42年度においては、再生可能エネルギーが、電源構成の22から24%を占めるとの見通しが示されており、この達成に向け、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷軽減を実現しつつ、長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であるとされております。また、再生可能エネルギー事業の適切な事業実施の確保等を図るために、平成28年6月にFIT法が改正され、さらに普及を図っていく方針が示されているところです。しかしながら、国の民間住宅への太陽光発電装置設置工事等に対する間接補助につきましては、売電による収益があるため、住宅用太陽光発電設備設置は受益者負担によるべきではないかとの意見により、平成27年度以降は補助対象外とされているところでございます。

○鯉川委員

改正FIT法の目的というのは、ただ今説明がありましたように、太陽光発電以外の再生可能エネルギーも多く導入するために改正されたものだと思っております。それでは県内各市の補助の状況はどうなっているのか。また、補助をしていない市は、最初から補助をしていなかったのか、あるいは廃止したのかをお尋ねいたします。

○環境整備課長

平成25年度当時に住宅用太陽光発電システム設置等への補助制度がありました県内の20市に改めて聞き取り調査を行った結果でございますが、14市が廃止、補助継続中が3市、29年度までは補助を行うが、30年度以降については検討中というのが3市でございます。廃止した理由といたしましては、十分に普及した、または一定の成果があったのが6市、国の補助金が終了したからが4市、期限付き要綱であったのが3市でございます。その他が1市という結果でございます。

○鯉川委員

住宅用太陽光発電におきましては、余った電力を売電している事業活動でもあり、売電制度が、住宅用太陽光発電普及のための制度であることを考えますと、市の設置費補助制度がまだ必要なのか、見直す時期にきているのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

○環境整備課長

飯塚市住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、国が売電により収益があるため受益者負担によるべきとの理由で、補助対象外としていること、また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、県内の市において継続しているのが3市だけという結果からも見直す時期に来ているものと考えております。また、本年10月に予定をされております補助金審査会において、本補助金について審議をしていただくことにしておりまして、その結果も踏まえて、関係部署と今後の対応について協議し、判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

続きまして、同じく199ページ、環境対策費、資源回収団体奨励補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

今回、この成果説明書でちょっとお話をさせていただきたいと思います。53ページになります。資源回収ということで、質問に入る前にお話しさせていただきますけれども。私が所属している自治会もこれに入っております。私も当時は、その担当として、市のほうに申請書を毎月毎月お持ちして、補助金をいただくという事業をやっておりました。今回、質問させていただくのは、一覧表にも書いておりますけれども、資源回収団体の登録の拡大、それから既存団体への今後の活動ということで、この資源回収団体奨励補助金、大きな目的の一つあると思います。まず1つは、先日も一般質問の中でもさせていただきましたごみの削減でございます。それから資源化の推進、それから環境保全のためと。それから団体にはそれに見合う補助金をお支払いするというので、この目的が、お金を払うことが目的になってしまうと全然進んでいかないというふうに思っておりますので、しっかり、次年度もやっていただければと思います。まず初めに、28年度の飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の53ページを見ていただいて、目標値70%の、実績が69%とほぼ達成したというような結果になっておりますけれども、資源回収団体の資源化率とは何か、それから資源回収団体の登録数と、実際に平成28年度に活動したのは何団体あるのか、お伺いします。

○環境整備課長

資源回収団体による資源化率と申しますのは、市全体の資源回収率に占める資源回収登録団体が回収した回収量でございます。平成29年3月31日での登録団体数は285団体で、そのうち、平成28年度に活動されたのが263団体でございます。

○奥山委員

資源回収率は増加しておりますけれども、回収量は減少しているということですね。過去3年間の資源回収登録団体の回収量はどのようになっているのか、お伺いします。

○環境整備課長

まず、平成26年度が2992トン、平成27年度が2759トン、平成28年度が2568トンとなっております。

○奥山委員

年々、約100トンから200トン前後少なくなっております。では、回収量をふやすためには、現在登録されている団体に継続して活動してもらうことは無論ですけれども、もっと登録団体をふやすようなことが必要だと考えます。それが現在登録している団体への広報、それから新規登録をふやすための方法はどのように行っているのか、お伺いします。

○環境整備課長

資源回収登録団体で、2年以上活動がされていない団体に対しまして、ごみ減量化及びリサイクル推進のため、資源回収登録に取り組んでいただき、資源回収団体奨励補助金制度を活用していただきますようお願いする文書を発送いたしております。それから資源回収団体の登録を広めるためでございますが、市のホームページ、及び飯塚市くらしの便利帳に掲載しているところでございます。

○奥山委員

いろいろなところで、広報紙、それからホームページ等掲載をしているけれどなかなかというようなことなんでしょうか。新規登録をふやすために、広報が市のホームページ、くらしの便利帳への掲載とのことですが、それでは不足しているというふうに思います。一過性でなかなか振り返って過去の広報紙とか、ホームページも見返すということは少ないかというふうに思います。資源回収率とリサイクル率を向上させるためには、もっとこの事業を知ってもらい、活動を広げる必要があると思います。そのことが、ごみの減量化につながるものというふうに思いますし、そのための広報の方法として、ほかに何か考えられることがあればお願いします。

○環境整備課長

現在行っています以外に広報の方法といたしましては、市報掲載、隣組回覧、SNSを活用した広報、それから自治会長会やまちづくり協議会会議での事業説明、イベント会場においてのチラシの配布などが考えられます。今後、より効果的な広報について、検討いたしまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○奥山委員

今、いろいろなところを駆使しながら広報されるということでしたけれども。それと、今後になりますけれども、その登録のお願いにプラスして、回収したらこういう効果があるんですよという、見える化ですね、例えば、ごみが減れば焼却と言いますか、その分が年間半分にすると4千万円だったですかね、昨年度で行きますと。そういうようなことであるとか、川の水がきれいになるとかいう部分で、見える化をしないと一般の市民の方はなかなか、団体の方は、中心になる方は申し込みされますけれど、一般の市民の方もそれだけ私たちが出す段ボールが、新聞がこんなふうになっているんだねという、お金だけの問題ではなくて、そういう見える化をプラスしてやっていただければ、もっともっとふえるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。それと余談になりますけれども、うちの自治会も集めておるんですが、拠点ボックスに入っている段ボールとか新聞を、業者さんが回収に来る前に持っていくというのがあるんです。苦勞せずして持っていく人は、それが回収になっているかもしれないけれども、私たち一人一人、住民が出した段ボール、新聞等はだれかに持っていかれてしまっているというようなこともありますけれども、積極的にどんどんどんどん出していきたいというふうに思いますので、広報等をどうぞよろしくお願ひします。

○委員長

続きまして、同じく環境対策費、資源回収団体奨励補助金について、梶原委員の質疑を許し

ます。

○梶原委員

取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第3款民生費、及び第4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、第5款労働費から第9款消防費について、206ページから248ページまでの質疑を許します。まず、質疑一覧表に記載されております211ページ、農業振興費、農業振興事業費について、鯉川委員の質疑を許します。

○鯉川委員

211ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費全般について、お尋ねいたします。農業振興策は国や県の補助事業ばかりのような気がするんですが、市単独の補助事業は何かあるのか教えていただけますでしょうか。

○農林振興課長

農林振興費におけます本市の単独の補助事業といたしましては、現在9つの事業がございます。申し上げますと、まず筑豊農業共済組合の運営補助を目的といたしました筑豊農業共済組合補助事業。次に、地域活性化に積極的に取り組み、地元農産物の周知活動の一環として開催されておりますJAふれあいまつりへの補助事業でありますふれあい補助事業。次に、地産農産物の宣伝及び消費拡大の推進を目的とした地産地消拡大対策補助事業。次に、農業後継者の技術、知識の向上を目的に設置されました農業後継者協議会の育成のための農業後継者育成対策補助事業。続きまして、農業経営の健全な発展を図るとともに、農業経営の確立と地域の活性化を図ることを目的として設立されております認定農業者育成のための認定農業者協議会育成補助事業。続きまして、各種生産部会の強化、活動支援を目的といたしました農業振興対策補助事業。そして、ハウス、園芸、使用済みプラスチック等のリサイクルを基本としました環境保全目的の農業用廃プラスチック等処理補助事業。そして、福岡嘉穂農業協同組合によります、農業者への営農技術指導の補助を目的としました営農技術対策補助事業。最後に、農業者への農業振興、経営支援を目的としました生産振興補助事業がございます。

○鯉川委員

次に、農産物のブランド化について、お尋ねをいたします。ブランド化への取り組み事業は何があり、どのような成果を上げられたのかを教えてくださいませんか。

○農林振興課長

農産物のブランド化に特化した事業といたしましては、本課において、現在のところはございませんけれども、指定作物への作付を誘導することで、生産物の産地化を図り、農業者の所得向上を目的としております生産振興補助事業がございます。当該事業につきましては、平成26年度の国の農政改革に伴いまして、それまで米の作付を制限する減反政策を目的に転作等推進事業として農業者に交付しておりましたものを、平成27年度より農業振興作物等の生産者への経営支援を目的として実施しております補助事業でございます。事業の概要といたしましては、大豆、麦、飼料作物を生産した農業者に、10アール当たり3千円から7千円を交付するものと併せまして、本市が振興作物として指定しております、イチゴ、スイートコーン、カボチャ、蒟、キュウリを生産した農業者に10アール当たり2万円を交付、また、飯塚市内で栽培されていない作物を生産するなど、新たな取り組みを行う農業者には上限5万円を交付するものでございます。さきに申しました大豆、麦、飼料用作物への交付につきましては、農業

者の所得向上を主な目的としておりますが、振興作物につきましては、地域別の特産農産物として生産、販売を推進いたしております。また、新規作物への取り組みにつきましては、本市の独自色を押し進める部分でございますけれども、平成28年度までは取り組みがなされていない状況でございます。平成28年度の生産振興補助事業の実績といたしましては、作付面積で申しますと、大豆が114.82ヘクタールで、前年比92%。麦が2.4ヘクタールで、前年比20%。飼料用作物が26.31ヘクタールで、前年比101%。振興作物では、イチゴが8.69ヘクタールで、前年比116%。スイートコーンが2.82ヘクタール、前年比831%。カボチャ1.8ヘクタール、前年比91%。蒔が0.85ヘクタール、前年比87%。キュウリが3.7ヘクタール、前年比101%になっております。大豆、麦の作付面積の減少につきましては、より補助率の高い国の補助対象物であります飼料用米へ移行したのが大きな要因と分析いたしております。また振興作物であるカボチャの作付面積の減少につきましては、前年度の27年度の水害によりまして作付ができなかった地域があったことと併せまして、イチゴ、スイートコーンへ生産物が移行したことが要因であると分析しております。振興作物につきましては、地域農業者と今年度中に作付け、生産状況等に基づく協議を行いまして、各地域での特産農産物を見直すことで、次年度以降の所得の増加につなげていきたいと考えております。

#### ○鯉川委員

それでは次に、消費者は安全安心な食材を求めているので、そこを強調したイメージ戦略で、市内外に情報発信をすべきではないかと思っておりますが、そのことを目的として、平成28年度に実施した事業には何があり、どのような成果をおさめられたのか、お尋ねいたします。

#### ○農林振興課長

本市単独の補助事業ではございませんけれども、地域で生産されました農畜産物を地域で消費する地産地消を推進することが、消費者にとっては、生産者の顔が見え、新鮮で栄養価が高く、安心安全な農畜産物が供給されるとの期待から、平成20年1月に飯塚市地産地消推進計画を策定いたしまして、また、平成21年4月には飯塚市地産地消推進協議会を立ち上げ、本市より当該協議会への負担金の支払いを行っております。平成28年度協議会事業としましては、管内小学校4校での学童農業体験、農産物PR活動として、I LOVE 遠賀川参加者へ、小学生が収穫したお米でつくったおにぎりを無料配布、地場農産物消費拡大の一環として、健幸・スポーツ課事業において、各公民館等で行われております親子料理教室への地元食材の提供、学校給食事業へ、さきに申しました収穫前及び地元食材の提供を事業として行っていました。当事業につきましても成果としては見えにくいものではございますけれども、地場農産物の消費拡大は、委員が言われます消費者の求める安心安全な商品の提供につながるものであると考えておりますので、引き続き、事業の継続を行ってまいりたいと考えております。

#### ○鯉川委員

では、農林振興課長は、農業振興に関する平成28年度の目標と成果について、どのように総括しておられるのか、お尋ねいたします。

#### ○農林振興課長

本市の農業につきましては、就農者の高齢化、後継者、担い手の不足などにより、耕作放棄地が増加する一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口は大きく減少している状況でございます。このような中で、地域農業が維持、発展するための取り組みといたしまして、国や県の補助事業等も活用して、集落営農組織等への農地集積による規模の拡大や、生産活動の効率化、認定農業者や青年等、新規就農者、農事組合法人等の多様な担い手の育成と確保、農業農村の多面的機能の維持、発揮への支援を進めております。現在、認定農業者が83名、青年等新規就農者が11名、集落営農組織が15組織で、集落営農組織から農事組合法人と化した

ものが2法人になっております。担い手への農地の集積につきましては、約708ヘクタールございまして、市全体の耕作面積約2144ヘクタールの約33%となっておりますが、第2次飯塚市総合計画において10年後の目標に掲げております、農地集積率45%、農事組合法人等20組織の目標の達成に向けまして、今後も持続する取り組みを、そのときどきの状況に応じながら、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、集落営農組織等、担い手への農地利用の集積、集約化等へ継続化した取り組みを実施していくことで本市の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

○鯉川委員

続きまして、温暖化の影響で栽培する農作物に変化が出てくるのではないかとはい思いますが、気候と農作物の関係や市内各地の土壌の特徴と、その土壌に適した農作物について、調査を行うことも重要だと思しますので、ぜひとも検討していただきませんか。

○農林振興課長

昨今の世界的な気候変化や温暖化により、国は一番影響を受けやすい農業分野において、その影響に適した農業生産技術の確立、普及を進めることが必要であるとの見解を示しております。本市における農業は、水稻を基幹作物として、果樹、花卉、野菜、畜産と複合的な農業経営から成っており、温暖化における気温の上昇は、委員のご心配のとおり、品質、収量が低下するとともに、栽培適地が移動するなどが指摘されております。早期の検討、対応策をとることによるメリットは、非対応時よりも経済的効果ははるかに大きいと考えられますことから、県普及指導センターや農業協同組合等の関係機関とも話し合いを行うことなどにより、検討してまいりたいと考えております。

○委員長

続きまして、221ページ、商工業振興費、大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

制度導入の経過と主要成果の概要について、お尋ねします。

○環境整備課長

本市におきましては、炭鉱跡地等の遊休地の有効活用を図ることができるとともに、土木、建築、電気等の各種工事により、地域経済の振興、地域産業の発展が望めるとともに、固定資産税の増税が望めるため、大規模太陽光発電事業をさらに進めるため、補助金を制定し、平成25年4月1日から運用を開始しております。当補助金の概要につきましては、市内において1メガワット以上の太陽光発電設備を平成28年3月31日までに設置したものに対しまして、固定資産税が課税されることになった年度から3年間を補助機関として、補助金を交付するもので、補助交付額は対象発電設備に係る償却資産に課される固定資産税額の6分の1の額となっております。なお、補助の申請につきましては年度ごとに手続きが必要でございます。

○川上委員

成果、実績についてもお尋ねします。

○環境整備課長

本補助金の交付実績ですけれども、平成25年度に2件、180万円。平成26年度に9件、654万5千円。平成27年度、11件、847万9千円。平成28年度、11件、1038万1千円の額を交付しております。

○川上委員

炭鉱跡地の活用及び地域産業の振興ということでしたけれども、炭鉱跡地の活用がどのくらいで、緑の山を開発してしまったのは何件というのはわかりますか。

○環境整備課長

その点については把握をしておりません。

○川上委員

それは把握できるように、環境下としてなっていますか。なっていませんか。

○環境整備課長

今のところ、その分類をいたしたことはございませんが、どの程度調査してできるかというところもちょっと不明でございます。

○川上委員

太陽光発電全般について聞いているわけではなくて、この補助金対象のものとの関係で聞いておりますので、炭鉱跡地の活用、地域産業の振興との関係というふうに言われるのであれば、実際に炭鉱跡地の活用がどうかと。それから、地域産業と結びついた振興がどうかというのは把握しないといけないけれど。それぞれについて、どういう成果があったのか、評価はされていますか。

○環境整備課長

今質問委員言われます、補助金を交付したものに限ってであれば、この先調査をすれば、内容が把握できるのではないかというふうに思っております。ただ、現時点においては、把握をしていないところが現状でございます。

○川上委員

政策誘導型の補助金なので、その角度で決算を見つめるというのが重要だと思います。それで、国の制度とのつながりが市の制度にはあるのでしょうか。

○環境整備課長

国は、再生可能エネルギーが火力発電や大規模な水力発電と比べて、発電量に対する発電コストの高さなどの理由から普及がなかなか進んでいないため、再生可能エネルギーを普及させ、将来的には自立した電源となることを目指して、平成24年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買い取り制度を開始いたしました。それ以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおりまして、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大をしているところでございます。本市におきましても、同様な状況であります。本補助金を制定した平成24年当時、国の再生可能エネルギーを普及させるとの目的に沿って、本市における大規模太陽光発電事業を促進するため、また、先ほど述べましたメリット等もあることから、企業誘致推進費ということで大規模太陽光発電設備設置促進補助金を設けたものでございます。

○川上委員

市のこの誘導の理念としては、炭鉱跡地の活用とか、それから、地域産業との連携とかいうことなただけけれど。実際的に見れば、炭鉱跡地といっても、緑の山を無残に侵していくというようなものもあるわけで、既に市議会、及び市長も態度表明をされていますけれども、白旗山などの豊かな緑を壊してしまうようなものについては、補助金の対象から外すとかいうことは考えてしかるべきかと思えます。この質問を終わります。

○委員長

次に、223ページ、商工業振興費、中心市街地活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

中心市街地については、駐車場整備のあり方が大きなテーマの1つだと思えますけれども、お尋ねしたいのは、新飯塚エリアの対策において、駐車場について検討したかどうか、お尋ねします。

○商工観光課長

中心市街地活性化事業の中において、駐車場整備については検討したことはございません。

○川上委員

例えば、本町、東町、その他のエリアのほうでは駐車場をどうするのかというのは決定的なテーマの1つなだけけれど、新飯塚エリアで駐車場について検討しなかったというのはどういう事情でしょうか。

○商工観光課長

新飯塚エリアにつきまして言えば、新飯塚商店街の中にあります太平楽周辺を中心に考えた場合、半径500メートルの範囲の中で、約1690台の駐車が可能ということになっておりましたので、検討しておりません。

○川上委員

その1600台の中に新塚病院の西側の、ビルになっている駐車場の台数は入っているんですか。

○商工観光課長

飯塚病院の裏側の駐車場につきまして言えば、約1500台ということで、入っております。

○川上委員

それを除くと、現状どのくらいになりますか。

○商工観光課長

それを除きますと、約190台ということになります。

○川上委員

地域の商店街を利用される消費者、または商店主等に、その台数で足りるのかどうかについては、よく聞いて検討する必要がある、今からでもあろうかと思えます。そこで、ちょっと要望があるんですけども、歩いておきますと、路上パーキングは確かに便利なんです。便利なんですけれども、1時間300円で、夜は8時までということになっていて、料金も高い。それから、夜、飲食店を利用しようとする、8時というのを気が付かないと駐車違反になってしまうということもありますので。この負担、料金の引き下げ、それから時間延長について検討してもらいたいという声を幾つも聞いております。市として、相手は飯塚警察署になろうかと思えますけれども、市の駐車場をどうするということも、ぜひ検討してもらいたいんですけども、それまでの間、急いでこの路上パーキングを市民が利用しやすいようにしていただきたいと思えます。これは要望にとどめておきたいと思えます。

○委員長

次に、観光費、観光客等誘客事業委託料について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

今回、費用対効果のところ質問させていただきたいというふうに思います。観光については、飯塚は、旧伊藤伝衛門邸を中心とした観光ルート等が整備されているというふうに思いますが、それにプラスした商工観光課のほうで、この観光客等誘客という事業を行われております。いろいろな、私たちも提案させていただくときに、費用対効果でできない事業も、よく行政さんのほうから言われます。この事業が費用対効果だと大体どうなんだというふうなことで、内容についてお伺いしたいということで、上げさせていただいております。では、入りますけれども、この観光客等誘客事業委託料は、どのような内容の業務を委託しているのか、お伺いをいたします。

○商工観光課長

観光客等誘客事業委託料でございますが、これにつきましては、平成27年度から平成29年度まで観光集客業務を、コンサルティング会社に委託をしまして、国内外の旅行会社等への本市への誘客活動を行っていただくと同時に、そのノウハウを飯塚観光協会に蓄積していただくということで、飯塚市における観光の振興を図る事業でございます。



○奥山委員

コンサルティング会社が、最終的には飯塚観光協会にノウハウを蓄積していただいて、そこがやってくと。3年間の事業ということで、ずっと見ると、この成果説明書を見ますと、28年度、まさにこれ決算をやっていますけれども、約1100万円に対して680万円と。かなり低い、なかなかもとを取れていないような成果になっていますけれども。そのコンサル会社を選んだ理由というのを伺います。

○商工観光課長

このコンサル会社を選んだ理由としましては、提案内容及び業務実績を考慮しまして、点数により決定したところでございます。選考業者の主な実績といたしましては、門司港レトロ地区の管理運営業務、宗像市での観光集客の推進業務委託等がございました。

○奥山委員

門司港レトロと、それから宗像ということで、効果なり成果が出ているんだろうというふうに思いますけれども。まあ具体的な数字はお伺いしておりませんが、この、先ほどもちょっと話しましたが、この事業における平成28年度の効果、成果についてお尋ねします。

○商工観光課長

平成28年度におきます成果といたしましては、委託業者と飯塚観光協会が韓国でのセールス活動を実施した結果、演歌歌手ツアーが実施され、約3700人の韓国の方が来飯していただき、商店街の周遊等により、約680万円の経済効果があります。平成28年度におきまして、成果としては上がってございませんけれども、台湾におけるセールス活動により、台湾の旅行会社の誘致を行い、旧伊藤邸、嘉徳劇場、飯塚オートレース場等の視察を行っていただいたところでございます。国内向けのさまざまなセールス活動を行っていただき、平成28年度におきましては、筑豊ハイツにおきまして、3校の学校が修学旅行として宿泊をいただいているという状況でございます。

○奥山委員

680万円というような効果ということで、今後も期待できるのかもしれませんが。当然、商店街の買い物等になるかと思いますが、商店街のほうも韓国の方であるとか、台湾の方々に、会話が成り立っていくのがどうかという問題もあると思いますし、消費税の部分のところもどのような対応をされているのか、今後スムーズにやっていただければというふうに思います。また、商店街が、店休日が多いところ、この間伺ったときには、多い日に来ているというようなこともありましたけれども、急遽開けていただいたというふうなところをお伺いしておりますので、積極的に商店街等にも働きかけていただければというふうに思います。では次に、今回、28年度につきましては1198万8千円の委託料に対して、先ほどもありましたように680万円の経済効果というお話でしたですけれども、どのようにこの結果について、考えていただいているのか、お願いします。

○商工観光課長

平成27年度からの営業活動により、本年度におきましても、韓国からの演歌歌手ツアーは継続されておりますし、今年度6月までに、4月から6月までで約3300人の来飯の方がおられます。そしてまた、600万円の経済効果が上がってきているところであります。また、台湾のほうからにつきましても、旧伊藤邸、嘉徳劇場、農楽園、八木山等を回るツアーが7回実施されており、今後は飯塚オートレース場、株式会社ひよ子の工場見学等を含めましたツアーの検討を行い、継続していく方向でございます。国内向けにつきましては、営業活動、各種冊子の作成、さまざまな雑誌等への当市の観光案内の掲載等により観光客の誘致、筑豊ハイツやサンビレッジの活用を促しているところでございまして、把握している限りでございます。

けれど、100件以上のツアーが造成され、本市の観光客等の誘客に大きく寄与していると考えております。

○奥山委員

最後になりますけれども、3年間での事業ということで、そのノウハウをどのぐらい観光協会の方が取得されたかわかりませんが、その後、どのようにこの事業、後を引き継いでいくのかというところをお伺いします。

○商工観光課長

今回の事業の委託期間の満了が今年度となってございます。今後につきましては、委託会社の3年間のノウハウを蓄積しました飯塚観光協会が引き続き営業活動を行い、さらなる国内外からの観光客誘客等を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 20

再開 15 : 20

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。認定第1号から認定第12号までの12件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日9月26日午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成28年度決算特別委員会を散会いたします。